

今後の准組合員対策への「提言」

2022年4月6日

新世紀JA研究会

(准組合員対策推進・運営委員会)

1. 「提言」をまとめるに至った経緯

新世紀 JA 研究会（代表：三角修 JA 菊池代表理事組合長）では、2016（平成 28 年）年 10 月以降（平成 28 年 4 月改正農協法施行）、「新総合 JA ビジョン確立のための危機突破課題別セミナー」を開催し、①農業振興・農業所得増大の抜本策と准組合員対策の確立・推進、②内部統制・JA 監査基準の確立、③中央会の体制整備の三つの運動展開を進めてきた。

そして、2022（令和 4）年 1 月 13 日に開催した「准組合員の意思反映について」をテーマとする、第 31 回課題別セミナーを契機に、「准組合員対策推進・運営委員会（委員長：JA 東京みなみ 志村孝光常務理事）」を設置し、准組合員対策の抜本策について検討を進めてきた。その結果、「提言」をまとめるに至ったものである。

なお、まとめにあたって、小樽商科大学の多木誠一郎教授には、アドバイザーとして貴重なご意見を頂いた。記して厚くお礼を申し上げます。

JA および行政におかれては、この「提言」を今後の准組合員対策・対応に生かして頂くことを願う次第である。

2. 検討日程と委員会構成

(1) 検討日程

第1回「准組合員対策推進・運営委員会」 令和4年 2月10日（木） 13時30分～15時

第2回「准組合員対策推進・運営委員会」 令和4年 3月22日（火） 13時～15時

(2) 委員会構成

佐藤茂良 JA 秋田しんせい 代表理事専務

志村孝光 JA 東京みなみ 常務理事（委員長）

福田武雄 JA 東京中央 代表理事専務

宗 欣孝 JA 福岡市 代表理事専務

白石正彦 新世紀 JA 研究会 顧問（東京農業大学名誉教授）

中原純一 新世紀 JA 研究会 顧問（協同組合懇話会顧問）

福岡莞爾 新世紀 JA 研究会 常任幹事（元協同組合経営研究所理事長）

濱田達海 新世紀 JA 研究会 常任幹事（元 JA 全農常任監事）

多木誠一郎 小樽商科大学教授（アドバイザー） <以上 敬称略>

目次

はじめに～「提言」の理由

第1 推進対策の考え方

1. 問題の背景・所在と取り組みの経緯
2. JAの経営理念（新たな経営理念の構築）
3. 准組合員の定義
4. 准組合員の意思反映
5. 准組合員の組織化

第2 推進具体策

1. はじめに
2. 新たなJA理念の構築と実践
3. 准組合員の定義

4. 准組合員の意思反映

5. 准組合員の組織化～農業振興貢献への意思ある組合員の掘り起こし・結集が基本

第3 実践事例と論考

1. 実践事例

(1) 「准組合員は農業の応援団」 JA 秋田しんせい 代表理事専務 佐藤茂良

(2) 「農産物直売所を通じた准組合員の意思反映」 JA 東京みなみ 常務理事 志村 孝光

(3) 「食と農による准組合員の意思反映」 JA 福岡市 代表理事専務 宗 欣孝

2. 論考

(1) 「農に関わる裾野を広げる展開方向～農の有する多面的機能の発揮による准組合員対策～」

JA はだの 代表理事組合長 宮永 均

(2) 「求められる『正と准組合員の相互補完ビジネスモデル』の確立」

JA 兵庫六甲 常勤監事 前田 憲成（以上、敬称略）

はじめに～「提言」の理由

准組合員対策は今次農協改革における最大の課題であったが、第 29 回 JA 全国大会では従来通りの方針が決議されるに止まり、抜本的な対策は示されなかった。それは、改正農協法 5 年後の見直し規定のなかで、一律的な事業利用規制が示されなかった結果によるところが大きい。

だが一方で、准組合員の事業利用規制は、中央会制度の廃止と引き換えにされたほどの問題であり、また政府の「規制改革実施計画」（2021 年 6 月）では、准組合員の意思反映（共益権の排除は本来、非農民勢力の排除）を行うこととし、その内容を盛り込んだ JA の PDCA（計画・実行・評価・修正）を政府が指導・監督することになった。

- 注）1. 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く）：Ⅱ－6－1（5）③「准組合員の意思反映及び事業利用についての方針を策定し、組合員との徹底的な対話を行い総会で決定し実践する」。
2. 監督指針では、「組合員の意思反映及び事業利用についての方針」となっている。このことをもって、共益権の排除規定の変更とは直ちには言えないとしても、ともかく意思反映として、准組合員に「意思」を認めたのであり、このことを軽視すべきではない。

以上のことを踏まえれば、JA の准組合員対策は、新たな段階に入ったと考えるべきであり、遅まきながら 2022 年を准組合員対策推進元年ととらえ、従来の延長線上ではない、新たな対策の推進が必要である。

一方で、准組合員として 600 万人を超える会員をもつことは、制度を活用したとはいえ JA にとって貴重な存在であり、今後ともその活用次第で農業振興にとって重要な役割を果たす存在でもある。

新たな対策のポイントは、JA の目的を農業振興と地域振興の二つと考える地域組合論の見直しである。この経営理念が有効であったのは、准組合員に意思がないことが前提とされていたからであった。

今回、准組合員に意思が認められたことで事態は一変した。この結果、必ずしも農業振興を目的としない、数で圧倒的に多い准組合員の地域振興の意見（主には、信用・共済事業などの利用者の意見）を取り入れて行けば、JA は JA ではなくっていく。このため、JA はこれまでのように地域振興を直接の目的と考えることはできなくなった。

注) もっとも准組合員に共益権がなかったからと言って、全くその意思が反映されなかったわけではない。現実には、JA が准組合員を単に顧客として、言い換えれば収益源ととらえることで、ともすれば信用・共済事業に傾斜し、農業軽視の批判を呼ぶ結果になったともいえる。
また、信用・共済事業に関する准組合員の直接的な意見が取り入れられなくても、JA 運営が農業振興に消極的になれば、結果は同じである。

一方で、従来路線を続けるとすれば、これまで通り准組合員の意思反映はほどほどにということになる。この結果は、意思なき准組合員の拡大による制度そのものへの批判の再燃であり、この批判に対して、政治力や地域（生活）インフラ論で対抗していくことは困難である。

注) 現実には、JA 全中は地域（生活）インフラ論を前面に打ち出し、政治力でこの問題の解決をはかることを取り組みの基本としている。

制度の改変は政府が決断すればやむなしとの判断もあろうが、JA としては今さらながらの「座して死を待つわけにはいかない」（かつての、JA 東京中央会の主張）対策を今から実行に移していくべきである。

注) JA が農業振興以外の准組合員の意思を取り入れ、生協や信用組合等他の組織に移行していくとしても、それはそれでやむを得ないという考えも成り立つが、そのことによって農業が一層衰退していくことは避けられるべきである。

これまでの准組合員対策は、准組合員に意思がないことが前提とされており、JA での本格的な准組合員対策は存在しなかったと言っても過言ではない。むしろこの制度は、主に員外利用規制排除のための事業（主に信用・共済）推進に用いられて来た。

以上のような事態認識に立てば、いま JA には本来の農業振興を旨とする抜本的な准組合員対策が求められている。同時に、本格的な准組合員対策への取り組みは、JA の経営理念の再構築など JA 運営の転換を意味している。

一方で、今の准組合員は、意思を持つ人たちは少なく、正組合員の多くも准組合員の存在に無関心である。そのことは、非農民勢力の排除として准組合員に共益権が与えられなかったことと無関係ではない。

したがって、監督指針がいう意思反映には、すでに意思反映に取り組んでいる JA の事例をもとにして、准組合員の農業

振興貢献への意思の掘り起こしから始めなければならない。意思反映、とりわけ農業振興貢献への意思はよほど意識的に取り組まなければ実現が難しい。

また、今後の准組合員対策には、何よりも正組合員と准組合員の相互理解が欠かせない。従来、正組合員には准組合員（よそ者）排除の意識が強く、准組合員もまた JA に対して意思反映に遠慮があり、多くは無関心である。さらに、伝統的な食と農の対立感情もある。

新たな准組合員対策は、こうした正組合員と准組合員との間にある隔たり・溝を縮め、協同活動として正組合員と准組合員が一体となって農業振興に取り組む契機としなければならない。農業振興について、正組合員が真にその応援を依頼し、准組合員もそれに応えるという信頼関係の構築こそがこの対策の基礎である。

このため、正組合員と准組合員との徹底した対話が必要なのであり、この問題は、JA 内における「協同組合の民主的運営」実践の一環に位置付けられるものでもある。

最後に、准組合員対策は JA にとって独善的なものであってはならず、全ての JA が地域農業振興計画を策定し、農業振興に全力をあげて行くことが前提であり、またそのことを組織の内外に明らかにしていかなければならない。「准組合員は

農業振興の貢献者」と言うのは、「JA の自分勝手な解釈・言い分でしょ」ととられるようでは、この対策は成功しない。

第 1 推進対策の考え方

1. 問題の背景・所在と取り組みの経緯

農協改革で准組合員の事業利用規制問題が表面化したのは、2014 年 5 月 14 日に公表された「規制改革会議」の農業ワーキング・グループの提言で、「准組合員の利用は正組合員の二分の一を超えてはならない」とされたことが発端であった。この報告書では、ほかに中央会制度の廃止、信用事業の分離などが盛り込まれていた。

この提言の背景には、日本政府へのアメリカ商工会議所からの要請があったとされる。その内容は、メンバー制の協同組合の否定のうえに、協同組合にも拘わらず、准組合員制度により事実上不特定多数の組織となっているというものだった。

また同時に、2009 年度において、わが国の JA の総体としての正組合員数と准組合員数が逆転して准組合員が過半を占めるようになり、組織の性格の見直しが迫られていたという事情もあった。

その後 2015 年 8 月の農協法改正にあたり、「政府は、准組合員の利用に関する規制の在り方について、施行日から 5 年

を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用状況並びに農業協同組合等の改革の実施状況の調査を行い、検討を加えて結論をうるものとする」(改正の概要及びその関連資料)とした。この説明の根拠は、改正農協法付則51条の農協組織等の5年後見直し規定によるものであった。

この5年の間、政府・自民党とJA全中との間で激しい攻防が繰り広げられ、全中は准組合員の事業利用規制について、「組合員の判断」という言質を取り付けた。そして、准組合員について一律的な事業規制は行わないことが明らかとなった。

その後、政府の「規制改革実施計画」では、各農協で農業振興などのKPI(重要業績評価指標)を定め、①自己改革の具体的方針、②中長期の収支見通し、③准組合員の意思反映と事業利用の方針を策定し、これをPDCAに繰り入れ、政府が指導・監督することになった。その後、監督指針には金融庁の早期警戒制度による留意事項も内容に盛り込まれた。

2. JAの経営理念(新たな経営理念の構築)

准組合員問題とJAの経営理念は、密接不可分の関係にある。准組合員問題が持ち上がることで、JAは自らの経営理念を見直さざるを得なくなった。なぜなら、准組合員の意思反映や准組合員の位置づけを考えることでJAの経営理念が変わ

ってくるからである。

この点について、JA はこれまで自らの組織的性格を農業振興と地域振興を目的とする組織（地域組合）と主張してきた。准組合員の定義である「協同組合運動に共鳴する（地域の）安定的事業利用者」：全中総合審議会（1986年）や、「正組合員とともに地域農業や地域経済の発展を支える組合員」：准組合員の属性・特性（第29回JA全国大会議案）はそのことを意味している。

注）JAの経営理念については「JA綱領」（1997年策定）で述べられている。この綱領で、JAの経営理念が必ずしも明確な形で述べられているわけではないが、全体を通じてJAは農業振興と地域振興の二つの目的を持つ組織と考えられており、研究者の多くもそのように解する者が多い。
なお、従前の例によれば、「JA綱領」の前文のICA原則は、2024年に改定される公算が大きい。

このJAがとる地域協同組合の立場は、2015年の農協法改正で全面的に否定されたのであるが、その延長線上にある今回の「規制改革実施計画」による准組合員の「意思反映」で、われわれは一段と苦しい立場に追い込まれることになった。農業振興以外の意思を反映していけば、JAはJAでなくなっていくからである。

そこでわれわれの立場は、農協法第1条の直接的な目的規定（農業生産力の増進と農業者の経済的社会的地位の向上）である農業振興に立ち返るしかないのだが、ここで農業振興という意味をどのように考えて行くのかが大きな問題にな

る。

農業振興という意味を狭くとらえ、農業振興は農業者のみが担うものという偏狭な職能組合論に立てば、政府の「規制改革推進会議」がいうように、JAは専門農協的運営に特化し、信用・共済事業を分離すべしということになる。

だが、この方向はとられるべきではない。こうした方向を取ればJA経営は苦境に立ち（もっとも現在は、ゼロ金利政策のもとで信用・共済事業依存経営は許されなくなっているが）、農業はますます衰退の道をたどることになる。多くの専門農協の実態がそのことを示している。

そこでわれわれは、「農業の基本価値」という考え方を提唱したい。「農業の基本価値」とは、産業としての農業が持つ経済的・社会的使命を意味し、その内容は、①食料の安定・安全供給、②自然・社会環境の保全等である。

- 注) 1. 農業の基本価値については、とりあえず、大内力著『農業の基本価値』創森社刊（2008年）で述べられている。JAでは現場での実践活動を踏まえ、教育文化活動のなかで新たにその内容を深めていく必要がある。
2. 従来、農水省などによって農業・農村の持つ多面的機能が主張されるが、農業の基本価値はそれより広い概念として考えられる。
3. 農協法第1条の目的規定の解釈に、農業の基本価値を含めることには無理があるという見解がある（例えば、小樽商科大学多木誠一郎教授）。このことについては、今後JAの存在目的について農水省と対話を進め、法改正の是非についても議論をしていく必要がある。

農業振興は生産者の努力だけでは難しいとすれば、農協法第1条の目的は、農業振興と同時に農業の基本価値（産業と

しての使命) を実現する概念として考えられるべきである。

こうした農業の基本的価値を実現していくためには、食料自給率の向上や持続可能な農業生産体制の構築などの強力な農業政策の確立が求められるとともに、JA 運動においても一人生産者だけでなく幅広い勢力の結集が必要である。

この考え方に立てば、JA の新たな経営理念は、「農業振興（農業の基本価値の実現を含む）を通じた豊かな地域社会の建設」や「農と食を通じた豊かな地域社会の建設」などとして考えることができる。

このことは、すでに JA でも意識されており、JA 福岡市では、「食料農業協同組合」を JA の基本方針としている。それは近年の、持続的な食と農のフードシステム確立をめざす、EU（欧州連合）の新しい食料産業政策「Farm to Fork 戦略」に通ずる考え方でもある。

また、農業の基本価値の実現は、SDGs（持続可能な開発目標）に呼応して農水省が進める「みどりの食料システム戦略」推進にとっても、欠かせない概念である。こうした政策は、農業者だけで実現することは不可能である。

農業振興は生産者だけが努力すればできるという簡単なものではなく、地域の人々や消費者の協力がなければ困難である。JA は、農業振興の概念に農業の基本価値の実現を加え、正組合員と准組合員が一体となって農業振興に取り組むこと

の重要性と組織の存在意義を、広く地域社会や国民に対して発信していかなければならない。

付言すれば、農協法第1条の目的規定は、農業振興（農業の基本価値の実現を含む）であり、地域振興という漠然としたものではない。この点、「農業振興による地域振興」といった言い方のように、地域振興は農業振興が果たす役割もしくは結果と考えられることはあっても、JAの直接の目的と考えることには注意が必要である。

すでに述べたように、JAの目的を地域振興とすることは今後の准組合員対策の弊害とさえなり得るもので、その使い方は慎重であるべきだ。地域振興を目的とする組織は、JAのほかにも多くある。JAに限らずおよそ地域に存在する企業は、地域振興がすべての企業の目標である。それは、会社組織であれ、協同組合組織（生協・漁協等）であれ、同様である。ただ、地域振興にとって協同の力は重要なもので、この面から協同組合としてのJAの役割は大きい。

他方で農業振興を目的とする組織として、その存在が特別な法制度によって保障されているのは農業生産法人やJA（専門農協を含む）等に限られており、JAはその存在意義を今日的に明確にしていくべきである。

このようにJAを理解すれば、「農業振興によって地域循環型の社会をつくるのがJAの目的」などの意味で地域という言葉が使われるのに何ら問題はなく、むしろ積極的に使われるべきである。

また、「食料・農業・農村基本法」の制定は、農業の基本価値の実現という観点から理解すべきであって、JAが地域振興を目的とする組織であるという理由につなげるには飛躍があるというべきだ。JAが信用・共済事業を兼務する総合事業の意義は、当初の地域振興（産業組合時代の残滓）という考え方から、農業振興のためにあると理解を進めることが重要である。

3. 准組合員の定義

次に重要になってくるのが「准組合員の定義」である。准組合員の定義は、准組合員の意思反映やJAの経営理念と密接な関係にあり、准組合員をどのように定義するかによって准組合員の意思反映やJAの経営理念が決まってくる。

それゆえ、准組合員の定義は、准組合員対策の最重要課題であり、准組合員をどのように位置づけるかで准組合員対策のすべてが決まってくるとさえ言える。

結論から言えば、「准組合員は農業振興の貢献者」（農業振興の主役は生産者たる正組合員）と位置付けるべきである。第29回JA全国大会でも、農業振興上の区分として准組合員を「農業振興の応援団」としており、新世紀JA研究会報告書（2019年3月）でも「食とJA活動を通じた農業振興への貢献者」と位置付けている。

JA 秋田しんせいでは、准組合員を農業の応援団と位置づけ、積極的に准組合員加入を進めている。准組合員の JA 活動における農業振興への貢献は、とりあえず以下のように考えることができる。

- (1) 直売所等での農産物の購入を通じた農産物安定・安全供給への貢献
- (2) 環境保全型農業の推進や福祉活動等を通じた自然環境・社会環境保全への貢献
- (3) JA の各種事業利用による農業振興への貢献

准組合員の農業振興への貢献という位置づけについては、以下<参考>の通りであり、全中（JA）の位置づけが曖昧なのに反して、農水省の方が農業振興という点においてより明確にしているように考えられる。もちろん、農業振興への貢献を果たすには、准組合員が家庭菜園や体験農園などで直接生産に関わっていくことも重要であり、この点で「食べて応援」・「つくって応援」は優れたキャッチフレーズとなる。また、当然のこと准組合員対策を通じて、准組合員が正組合員になる方策も考えられるべきである。

<参考>准組合員の位置づけ

①全中の整理

ア、全中総合審議会答申（1986年） 「協同組合運動に共鳴する安定的事業利用者」

イ、第29回JA全国大会議案（2021年10月）

○「正組合員とともに地域農業や地域経済の発展を支える組合員」<准組合員の属性・特性>

○「農業振興の応援団」正組合員は農業振興の主人公<農業振興上の区分>

注) 以上のように、准組合員の定義を二つに分けている意味は必ずしも明らかではないが、JAを農業振興を旨とする組織と考えれば、准組合員の定義は農業振興上の区分に一本化すべきであろう。

②農協法上の規定

農協法による准組合員の資格（個人）は、「当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人又は当該農業協同組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続的に受けている者であって、当該農協の施設を利用することを相当とするもの」（農協法第12条第1項第2号）となっている。

このうち、農協から物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者であってその農協の施設を利用することを相当とする者については、平成13年の改正で追加されたものである。この結果、地区内に住所を有しない者であっても、恒常的に（1年以上）産直等で農産物の提供を受けている者や農協が設置する市民農園等を利用する者は准組合員と見なされることになった。

4. 准組合員の意思反映

准組合員の意思反映を考える場合、問題となるのは准組合員の意思の内容である。これが今回の、政府がいう「准組合員の意思反映」のミソである。

今回、政府から准組合員の意思反映という考えが打ち出されることによって、JAの准組合員対策は待ったなしの状況に追い込まれた。前述のように、准組合員の農業振興以外の意思をJAに反映していけば、JAはJAではなくなって行く。

このように考えれば、JAは准組合員の定義を「農業振興に貢献する者」と位置付けるしか道がなくなるとさえ言えるのである。

もちろん、農協法第1条の目的規定を変えて、JAは農業振興のほかに地域振興という別の目的を持つ組織であると規定

すれば、准組合員の意思は農業振興への貢献以外のものであっても何ら問題はない。だが、こうした内容での第1条の目的規定の改正は不可能と断言している。

一方で、農水省が示す監督指針では、准組合員の意思についてはニュートラルで何の制限も加えていない。単に准組合員の意思なのであり、「准組合員の意思反映及び事業利用についての方針を策定し、組合員との徹底的な対話を行い総会で決定し実践する」となっている。JAが准組合員の農業振興への貢献以外の意思反映を行い、組織や事業の一部がJA以外の組織によって運営されることになっても、それはそれでよしとする姿勢であり、このことは今回の農協法改正の組織や事業について、JAから他への転換を促す規定の改正と合致する。

こうした行政の姿勢からすると、JAが准組合員の意思を取り入れて他の組織・事業への転換を拒み、半面でこれまで通りの准組合員対応を続けて行くことで准組合員が再び増えて行けば、事業利用制限や制度そのものの見直し議論が再燃する恐れが強い。

このような政府方針に対して、第29回JA全国大会決議（准組合員の意思反映）では、「JAは准組合員の意思反映に関する取組方針を策定し、これにもとづいて、意思反映・運営参画の意志のある准組合員を特定・類型化し、意志のある准

組合員を対象として、モニター制度等の准組合員固有の組織による意思反映に取り組みます。あわせて、既存の組合員組織への加入等を通じて、組織的な意思反映の機会を提供し、『正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員』である准組合員による JA への意思反映・運営参画を推進します」となっている。

また、監督指針に対応した「JA の自己改革工程表」でも同様の趣旨の内容が述べられている。ここでの全中対応のポイントは、『正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員』である准組合員による JA への意思反映・運営参画を推進します」と言うくだりである。ここでの文言は、前述の「准組合員の属性・特性」と合致する。つまり、准組合員の意思とは、農業振興の意思と農業振興以外の地域振興という意思が含まれており、大会方針では、准組合員の意思反映が謳われているが、基本的にその意思の内容は問われていないのである。

このような全中の方針について、多くの JA では戸惑いを感じざるだろう。この方針を忠実に実行していけば、JA は准組合員について、農業振興以外の多数意見を取り入れざるを得なくなる。

そうすることはできない。であるとするれば、大会議案に述べられている准組合員の意思反映についての多くの記述はさておき、准組合員の意思反映はほどほどにということになるだろう（実のところ現状では、正組合員も准組合員もそのよ

うに考えている)。その結果は、准組合員対応はこれまでと同じで、何も変わらないということになる。その先に待っているのは、准組合員の事実上の事業利用拡大の停滞や准組合員制度そのものへの批判の再燃、もしくはその両方である。

このような事情を踏まえれば、この際 JA は、准組合員の定義を「農業振興の貢献者」として明確にし、正組合員と准組合員が一体となって農業振興に取り組む姿勢を明確にすべきであり、またそうせざるを得ないのである。大会議案で述べられている准組合員の意思も「農業振興の貢献者」に一本化することで、より有効な対策になって行く。

こうした観点に立てば、政府の監督指針である「准組合員の事業利用の方針」への JA の対応は、准組合員を農業振興の貢献者と定義し、「農業振興のために JA への加入・事業利用を積極的に進める」とすべきことになる。それは、政府方針と一線を画す、JA の自主・自立の PDCA サイクルの確立を目指すことを意味している。

また、意思反映の方法は、多様に取り組みが進められている JA の実態から、①公式組織（総会・理事会等）、②非公式組織（各種組合員組織等）、③アンケート・SNS 等、④事業利用を通じたものに大別できる。このうち、ネット環境の整備による SNS による意思反映は、今後 JA での最も大きな課題として位置付けられる。

JA 東京みなみでは、農産物直売所を通じた意思反映により、農業振興の貢献者としての意志ある組合員の掘り起こし・

削り出し及びその結集をはかる対策打を出している。「農業振興クラブ（仮称）」の提案は、その具体策である。

また、意思反映の延長線上にある法的措置としての共益権の問題については、正組合員が農業振興についての主役、准組合員はその貢献者と言う考え方に立てば、将来的に、准組合員への正組合員の拒否権付き議決権の付与などが現実的な措置として考えられる。

さらに、KPI（重要業績評価指標）については、准組組合員の直売所の利用状況等が取り上げられるべきであろう。

5. 准組合員の組織化

准組合員対策について、多く JA ではチラシ等の発行によって理解を求めることが行われているが、JA は協同組合なのであるから、農業振興貢献に意志ある准組合員を掘り起こし、その人々を結集する点から線への組合員の組織化をはかることを准組合員対策の基本にすべきである。

准組合員には、多様な層が存在するが、いずれの層にも潜在的には農業に対する関心を持つ者は数多く存在し、JA はこうした人々を農業振興に貢献する意志ある組合員として点から線さらには面へと組織化していくことが対策の基本になる。

注) JA 福岡市の宗欣孝専務は、准組合員を、タイプ A (正組合員家族・農家の家系)、タイプ B (農家関係ではないが、地元・JA との関係大)、タイプ C (金融商品目的の単体利用者) に分けている。

とくに、かつて正組合員であり資格喪失によって准組合員となった人たちは、集落営農などの生産現場で農業振興に貢献している。こうした准組合員はつくって応援の層であり、組織化が容易である。

また、准組合員組織 (部会等) の育成については、准組合員による利用者懇談会や既存の組合員組織に准組合員が参加している例が多く存在する。したがって、JA では必ずしも新たな組合員組織をつくる必要はなく、これらの既存の准組合員が参加する組織を農に紐づけした農業の基本価値の実現のための組織として位置付け、必要に応じて再編・構築していけば良いだろう。

第 2 推進具体策

以上のような推進対策の考え方のもとでの推進具体策は、以下の通りである。

1. はじめに

(1) JA はじめ JA グループ全体の准組合員対策への意識改革

抜本的な准組合員対策の重要性への認識の喚起

(2) 全 JA での地域農業振興計画の策定・実践（農業振興を農業者のみに依存・期待する計画からの脱却）

准組合員参加と地元行政・消費者団体等との協議に基づく、地域農業振興（農業の基本価値の実現を含む）計画の策定と事業計画の連動

2. 新たな JA 理念の構築と実践

(1) 農業の基本価値についての教育文化活動の実践

実践活動や研修会等を通じた農業の基本価値についての理解促進

(2) JA 経営理念の検討

2024 年に想定される「ICA 協同組合 95 年原則」の改定に向けた、「JA 綱領」の見直し・検討と各 JA での経営理念の見直し・検討

3. 准組合員の定義

(1) 定義の確認

「准組合員は農業振興の貢献者」（農業振興の主役は生産者たる正組合）という准組合員の定義の、組合員組織、理事

会、総会等での確認

(2) 農業振興の貢献の内容の洗い出し

「推進対策の考え方」で述べた農業振興の貢献の内容の検討と確認

4. 准組合員の意味反映

(1) 准組合員の意味の内容の確認

准組合員意味の農業振興への貢献という意味への一本化

(2) 監督指針への反映

ア、准組合員の意味反映～「農業振興貢献への意味反映」

イ、事業利用についての方針～「農業振興貢献のためのJAへの加入・事業利用の促進」

(3) 意味反映の方法

ア、理事会・総会等での意味反映～准組合員理事・総代等の選出

イ、各種組合員組織、利用者懇談会等の活用

ウ、アンケート、モニター、SNS等の活用（とりわけネット環境・体制の整備）

エ、事業利用

経済事業、とりわけJAを通じた地元農産物の購入と直売所の活用～直売所の利用状況をKPI（重要業績評価指標）とすることを検討

オ、准組合員への正組合員拒否権付き議決権付与の検討

5. 准組合員の組織化～農業振興貢献への意思ある組合員の掘り起こし・結集が基本

(1) JA段階での取り組み

ア、加入時の農業振興貢献への誓約書の徴取

イ、既存の組合員組織の再点検と農業振興貢献組織としての准組合員組織の構築（正准一体も可）

<准組合員（部会）組織・例示>

「農業振興クラブ」、「農産物直売所を利用する会」、「学校給食を有機農産物にする会」、「体験農園・市民農園等農業に触れ合う会」、「夏休みこども村等学童教育の会」、「遺伝子組み換え食品等農産品の安全性を考える会」、「健康レシ

ピの料理教室」、「農福連携の会」、「SDGs を日常的に進める会」、「みどり戦略を進める会」、「農産物を賞品とする各種スポーツ・趣味の会」等

(2) 連合組織での取り組み

ア、JA・県・全国段階での推進方策の策定と推進

イ、拠点JAの設定（含：准組合員対応ネット構築等）と推進

ウ、取り組み事例の収集・提示

(3) 県・全国段階での准組合員連絡協議会の設置

第3 実践事例と論考

1. 実践事例

「准組合員は農業の応援団」

JA 秋田しんせい 代表理事専務 佐藤茂良

1. 足元の状況

当 JA は農村型の農業協同組合として事業展開をしているが、近年では准組合員が増加の一途をたどり、令和2年度末では10,055人、准組合員9,125人と准組合員比率が47.6%となり、広域合併時の平成9年4月と比較してその比率は20.2ポイント増加（平成9年比率27.4%）している。令和8年度末には正准組合員数が逆転することが想定され、正組合員との農業振興はもちろん、准組合員との関係性も非常に重要な局面を迎えている。

■組合員数の推移と将来予測

(単位：人)

と き	正組合員	准組合員
合併時 平成9年4月1日	17,672	6,676
現 在 令和2年度末	10,055	9,125
将 来 令和8年度末見込	8,365	8,726
将 来 令和12年末見込	7,151	7,891

正組合員

- 合併以来、減少傾向が続く
- 高齢化が顕著、農業リタイヤも増加

➤ 平均年齢（合併時）58歳→（現在）68歳

准組合員

- 住宅ローン伸張に伴う新規加入で増加傾向

◀ 地方のJAだが近い将来「正准逆転」の予測

➤ 農業協同組合として、正組合員との農業振興はもちろん、准組合員との関係性も非常に重要な局面を迎えている

こうした状況の中、令和2年1月の新世紀JA研究会セミナーにおいて、高齢や離農のためリタイヤした正組合員が農業に長けた准組合員として留まっていたことや、農業に理解のある准組合員を増やしていくことで、JAと准組合員の結びつきを強化し、正組合員が准組合員への存在価値を認めることによって、組合員力を結集した農業振興への結びつきの強化を提案した。

令和2年3月、当JAでは、その実現に向けて生活担当・女性部・広報を集約した「Agri・Food未来企画課」を新たに立ち上げ、農業振興への想いを持つ准組合員の加入につなげるため、正組合員が丹精込めて生産した農産物をまるごと「季節の美味しいお届け便」として詰め込み、年4回にわたり全国各地にお届けし、正組合員を「食べて応援」していただき、今後のメンバーシップ強化を図ることを目的に准組合員加入を進める取り組みを行っている。

結果、令和3年10月末現在で全国各地から農業振興の想いを持った准組合員が、150名新たに加入している。また、自慢の新米を直接地域の方へ販売する「新米直売会」や、学校給食等の多岐にわたる消費者ニーズに応えるため、無洗米製造を兼ね備えた精米設備をリニューアルした他、農産物の加工にも力を入れ、米粉うどん・しいたけうどん等の加工品も積極的に開発し、農業と食の理解促進へつなげている。

2. 新規加入対策～想いを持って加入する方を増やしたい～

季節の美味しい福袋お届け便

を

1年間食べて応援して下さった方へ
当JAの想いを伝達し
准組合員への加入をアプローチ

令和3年度
各地より
150名が
准組合員加入
(R3.10月現在)

農業を応援してくれる方に准組合員になってほしい！

- 当JAは准組合員を農業の応援団と位置付けています！
- 准組合員・協同組合・出資金は、こういう仕組みです！

【定款】第12条 組合員の資格 第3項第3号抜粋

この組合から組合員の事業又は生活に必要な物資の供給、事業に係る物資の供給又は役務の提供を **1年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用**することが適当であると認められるもの

また、JA秋田しんせいが運営する「職業無料紹介所」にも准組合員の方々から登録いただき、農家の担い手不足・働き手不足等の求人支援にマッチングを図

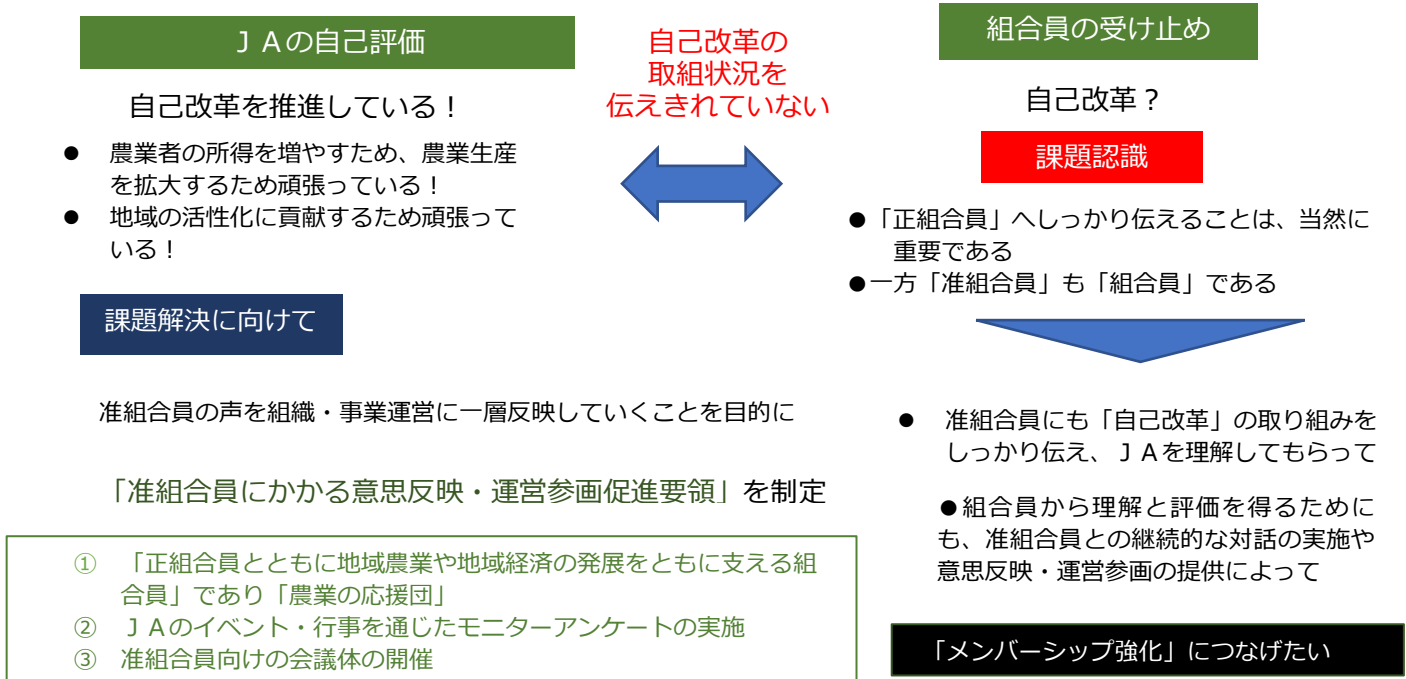
ってきた。

当 JA がこうした取り組みを進めている中、第 29 回 J A 全国大会では、「持続可能な食料・農業基盤の確立」、「持続可能な地域・組織・事業基盤の確立」等の 5 つの柱を掲げ、10 年後の JA グループのめざす姿が示された。

同大会においても、組合員、地域住民を農業振興上の区分として明確に位置付けていることから、当 JA がこれまで取組んできた方針を確信した一方、秋田県内では自己改革に対して「JA の自己評価」と「組合員の受け止め方」に大きな隔たりがあり、組合員に自己改革の取組み状況を伝えきれていないことが課題となっている。したがって、組合員から理解と評価を得るためにも、准組合員との継続的な対話の実施や意思反映・運営参画の提供によって、つながりを強化する必要がある。

3. 既存組合員対策～農業を応援したいという気持ちを醸成し応援行動を促す①

【背景】 秋田県内では、自己改革に対して「JA の自己評価」と「組合員の受け止め方」には大きな隔たりがある。



当 JA では、令和 3 年 3 月に准組合員の声を組織・事業運営に一層反映してい

くことを目的に「准組合員にかかる意思反映・運営参画促進要領」を制定している。要領では准組合員を「正組合員とともに地域農業や地域経済の発展を支える組合員」であり「農業の応援団」と位置付け、JAのイベントや行事を通じたアンケートの実施や准組合員向け会議体の開催を通じて、JAにおける事業活動の運営に関するご意見をいただくこととしている。

准組合員に農業への応援意思を確認するアンケートでは、農業応援団へのご賛同が95%、食べて応援したい人も95%、さらに農業を手伝って応援したいが65%であり、食に対する意識と農業への関心度の高さが伺える結果となっている。また、准組合員によるモニター制度を立ち上げたことにより、さらに、農業の魅力を伝え・農業を応援する機会をとらえ、准組合員の意思を組合員運営に反映させてまいりたい。最終的には、モニターの方々の組織化を図り、短期的には准組合員から「准組員総代」、長期的には理事定数に「准組合員枠」に発展させることを想定している。

4. 既存組合員対策～農業を応援したいという気持ちを醸成し応援行動を促す②

【ポイント】 本腰を入れて「農業の魅力」について情報発信をして来なかったこともあって農業への関心が薄い准組合員に、農業の魅力を伝え、農業を応援する行動を促したい

准組合員アンケート

J A事業や准組合員の位置付けを紹介した「准組合員パンフレット」を作成し農業への応援意思を確認

- 農業応援団への賛同 95%
- 食べて応援したい 95%
- 手伝って応援したい 65%

准組合員モニター制度

准組合員モニター設置要領を設定し、50名を各地域から募集。モニターアンケートを実施

【今後の展開】

- ① モニターの組織化
- ② 短期的 准組合員総代
- ③ 長期的 理事定数に「准組合員枠」を設置

無料職業紹介所を通じた労働力支援

農作業の労働者不足への対応、正組合員との交流・現状認識・農業知識の習得を目的に、無料職業紹介所にJ A職員自らが求職者登録を行い、農業を「手伝って応援」

准組合員への決算報告

「准組合員にもJ Aの経営状況を知ってもらいたい」との想いで、配当通知にJ Aの決算概要を同封

【事例】

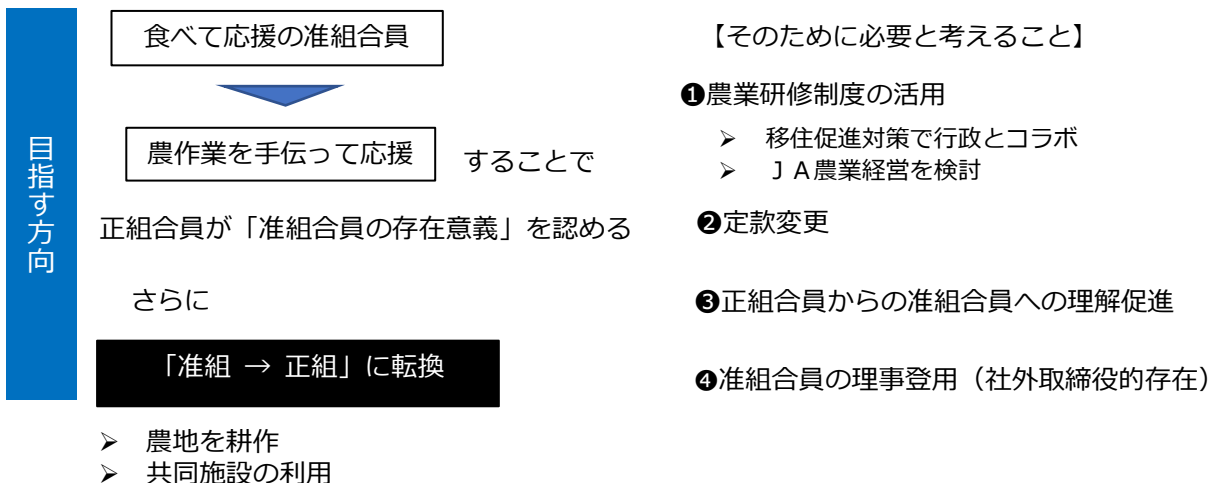
- ① 雪害で被害を受けた農家の早期復旧を支援するため、ビニールハウス等の撤去作業
- ② 農産物の収穫の応援

こうした取組みによって、准組合員の意思反映を明確にしていかなければならないものと理解しているものの、JA組織の主役である正組合員が減少する中、准組合員が主役になるようでは本末転倒である。監督指針には「見直し等が求められる場合には、農協改革の原点に立って必要な措置を検討・実施する」とあることから、農協解体の議論の再燃も予断を許さないものである。

「食べて・手伝って応援」する准組合員の存在意義を正組合員が認めることが重要であり、将来的には、定款変更も検討しながら准組合員を正組合員へ転換するスキームも検討していく必要があると考えている。

5. まとめ あらためて目指す方向

- 自己改革実践サイクルの取り組みとして、准組合員の意思反映を明確にしていかなければならないものの、JA組織の主役である正組合員が減少する中で、准組合員が主役になるようでは本末転倒である。
- 監督指針には「見直し等が求められる場合には、農協改革の原点に立って必要な措置を検討・実施する」とあることから、農協解体への議論の再燃は起こりうる。



「農産物直売所を通じた准組合員の意思反映」

JA 東京みなみ 常務理事 志村 孝光

◆JA 東京みなみの概要

JA 東京みなみは、東京都多摩地区に位置する 3 市（日野市・多摩市・稲城市）を管内とする JA で、管内人口は約 42 万 7 千人の宅地化が進んだ都市部から 1 時間以内のベッドタウンの環境にある。

管内の耕地面積は 292ha 程度で実に総面積の約 4.38% となっており、農と住が混在した典型的な都市農業の環境にある。

令和 3 年 3 月末現在、正組合員数は 1,926 人 准組合員は 8,434 人、正組合員の約 4 倍が准組合員となっている。



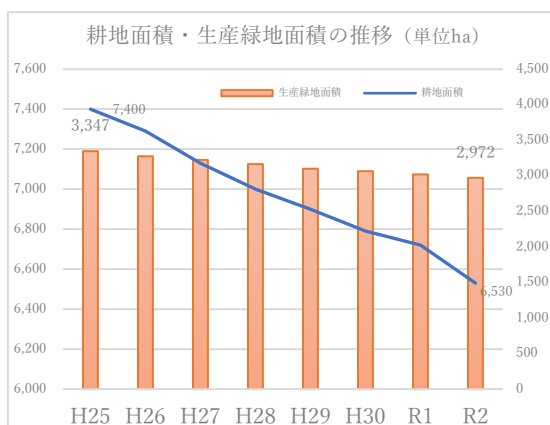
管内環境（東京都日野市・多摩市・稲城市）

・人口:427,907 人 ・世帯:140,910 世帯
・耕地面積/総面積:292ha/6,653ha(4.38%)
(人口世帯数は令和 3 年 11 月 1 日現在各市ホームページより/耕地面積は 2020 センサスより)

◆JA 東京の概況

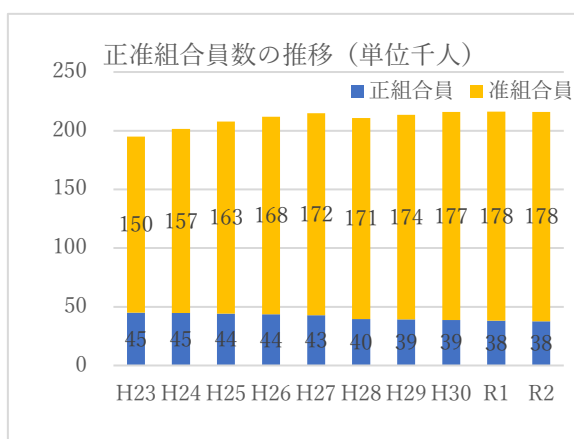
農業の基本となる東京都内の耕地面積は、主に相続を理由に年間約 100 ha 程度、急激に減少しており、都内全体面積の 3% 程度となっている。

一方で都市における都市農業・農地の重要性が見直され、都市農業基本法をはじめ、農地（生産緑地）の税制上の優遇措置や貸借が可能な法制度も構築されているものの、耕地面積は減少を続けている。



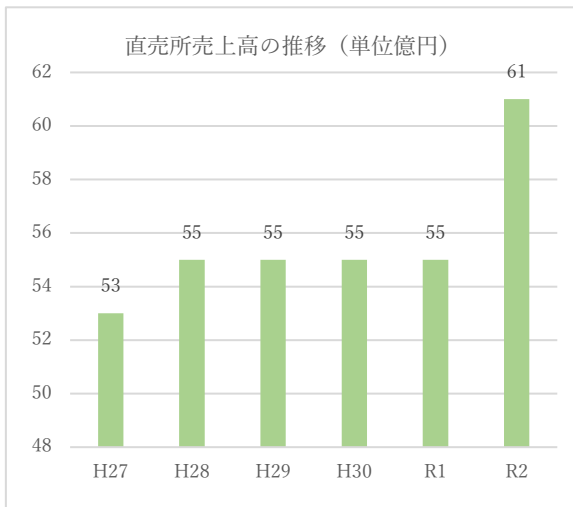
- ・ 東京都の耕地面積は、2020 年現在 6,530ha と 毎年約 100ha ずつ減少。
- ・ 都市農地円滑化法による農地貸借 135 件 (25.6ha)
- ・ 都市農地貸借円滑化法・特定生産緑地貸借法による市民農園件数 70 件 (10ha)

また、東京都 JA 全体で、正組合員の減少と准組合員の増加する傾向が進んでおり、令和 3 年 3 月末では、正組合員 3.7 万人、准組合員 17.8 万人、割合にすると 17 対 83 の割合となっている。



- ・ 正組合員は毎年減少し令和 2 年度の正組合員数は約 3.7 万人 6 割が 70 歳超
- ・ 同じく、准組合員数は 17.8 万人で、正組合員の 4.7 倍を超えた。
- ・ 准組合員も 70 歳以上が 52.9% を占めており若い年齢層の JA 加入推進が必要

都内には、規模や運営形態は様々ある中、JA 関連の農産物直売所が約 60 箇所あり、その年間売上は約 60 億円の規模となっている。



- ・ JA 東京 G 内直売は約 60 箇所
- ・ 令和 2 年はコロナ禍「巣ごもり需要」により売上が増加。

1. 「准組合員＝農業振興に貢献する意志ある者」という定義

前述の通り、東京都の農業は、耕地面積 6,530ha（東京都面積の約 2.97%）で行われ、相続等の理由から年間約 100 ha 程度の耕地面積が減少している。一方で少子高齢化・環境問題への関心の高まり等を背景に都市農業・農地に関する重要性は見直され、都市農業基本法や生産緑地法の改正により税制上の優遇措置等や農地の貸借が可能な制度も構築され、農地を残すための法制度も整備されているが農地の減少は急激に進行している。

一方で都内には JA 関連の農産物直売所が約 60 箇所あり全体の売上高は約 60 億円、近時のコロナ禍の影響による「巣ごもり需要」も後押しとなり売上増加傾向に推移している。こうした大消費地を抱える環境も都市農業の特徴と言える。

こうした農業環境の中で、都内 JA 全体では、正組合員約 3.7 万人（70 歳以上が約 6 割）准組合員 17.8 万人、実に正組合員の約 4.7 倍の准組合員が存在し、過去 10 年間で見ると、正組合員は約 7 千人減少、准組合員は約 2.8 万人増加しており、信用事業・共済事業等の事業利用や金利優遇金融商品・配当目的等を目的とした准組合員が大半を占めている。また、これら准組合員の事業占有率は大きくなり JA 事業への影響度も大きい状況にある。

都市型 JA 特有の環境の基で准組合員の意思反映を考えると、以下の 2 点が重要になる。

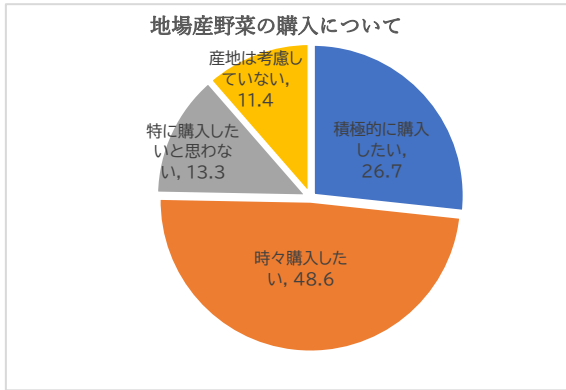
(1) 「食」を通じて農業振興に貢献するという意志ある准組合員を切り出すこと

(2) そして、そうした意志ある准組合員を組織化すること

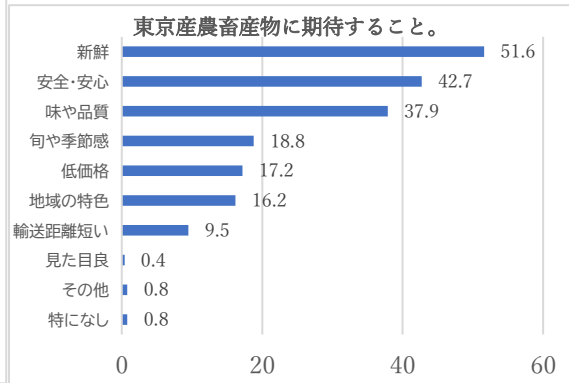
「農業振興は生産者たる正組合員と食を通じて貢献する准組合員」といった JA の本質的目標を柱に准組合員を再定義した上で、その意志ある准組合員を切り出し、組織化する必要がある。換言すると「食」を通じて農業振興に貢献する准組合員の意思を経営に活かすことである。

2. 「食」を通じて地域農業振興を支える准組合員＝「農業振興クラブ」による切り出しと組織化

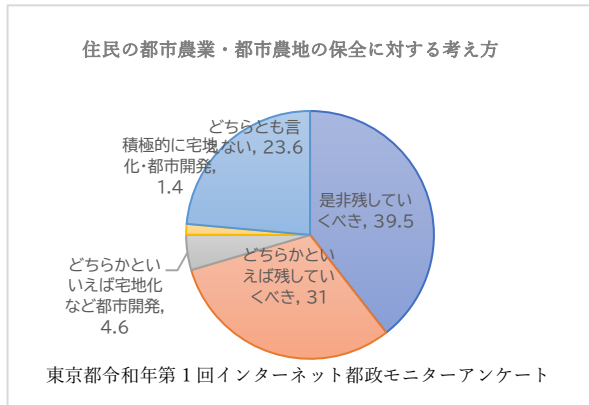
都市農業の特殊性には、「大消費地に近い」といった面がある。都内人口は約 1,400 万人、その多くは都市近郊に住み、飲食店等が無数に存在していることは「食」に関する多くの需要とチャンスがあることを意味する。それは、農産物直売所の盛隆や下記意識調査の結果からも伺うことができる。加えて、都内の農産物直売所においては、年間を通じて地場産の農畜産で潤沢に店内を埋め尽くすことは現実的には不可能な状況であり、特殊性を活かして他県産の農畜産物を直売所を通じて販売する需要も高い。



農水省「都市農業に関する意識調査（令和2年5月）」



東京都令和年第1回インターネット都政モニターアンケート



東京都令和年第1回インターネット都政モニターアンケート

「農業振興クラブ」は、農産物直売所の利用を通じて農業振興に貢献することを目的に准組合員加入を前提とした新たな組織となる。加入にあたっては、年会費 1,200 円を毎年支払う必要があり、その年会費は原則返金しない仕組みとなっており、直売所の収入として計上する事を想定している。

会員は加入のインセンティブとして JA 農産物直売所での利用の際に割引価格での購入が可能となる。また、将来構想として SDGS 等環境問題への関心の高まりから農産物直売所の利用により、環境問題に積極的に加わるロイヤリティとして定額につきポイント付与される「アグリサポートポイントカード」を作成、ポイントの増加と共に割引率が変化するしくみを模索している。
(ロイヤリティの見える化)

この仕組みは、JA にとって准組合員の意思反映という命題の解決策に止まらず、以下の効果を創出する。

- (1) 直売所利用顧客の創造
- (2) 意志ある組合員の創造
- (3) 農業振興を支える新たな年代の准組合員の創造
- (4) 農産物直売所の収支改善
- (5) 他県 JA の特産品等の販路の創造（直売所での販売）

そして、「農業振興クラブ」を准組合員意思反映の中核自主運営組織として女性部や青壮年部等と同様に位置づけ、「徹底的な話し合い」を通じて意見・要望の収集から経営・事業への反映へと展開を予定している。

「農業振興クラブ」による准組合員メンバーシップ戦略①



3. JA 直売所のブランド化・チェーン化の推進

このスキームで重要なことは、JA 直売所が売れる直売所であること、利用者が年会費を支払ってでも購入したいと思えるブランド力を持つことと、それを効果的に進めるため JA の垣根を超えた都内直売所のチェーン化が不可欠となる。

ブランド化とは、「安全・安心・新鮮・安価」から「安全・安心・新鮮・高品質」への転換を意味し競合ひしめく食品小売業の中で差別化戦略による「尖

った店」を作り上げる必要がある。

これは高コスト下で生産される農産物を適正価格で販売するための施策でもあり、一方で消費者アンケート結果からも選ばれる店作りを推し進めることに他ならない。

加えて、ブランド化を進めるためには都内 JA 直売所が統一的に取組み、管内ブランドから東京産農産物ブランドへの広域ブランドの確立と県外特産品等の農産物を販売する仕組みが必要になる。その実現のため、都内直売所の物流・ブランドのチェーン化が不可欠である。

現在、JA 東京グループでは、直売所のブランド化とチェーン化に向けた物流体制の構築等に取り組んでいる。

4. 「農業振興クラブ」のステップアップ「作って応援」と更なる組織化

農業振興クラブの次のステップは、「作って応援」への取組を想定している。生産緑地の貸借が可能になったことから、JA の直接農業生産・JA による貸農園事業への道が開かれた。市民農園の盛隆や貸農園事業を行う企業の参入等や援農ボランティア制度の活性等、「農」による関心は「食」に限ることなく「作る」ことにも大きな関心が生まれている中で、生産者（直売所への出荷者）を新たに創造する仕組みの構築を図りたい。

また、准組合員の意思反映の仕組みは、「農業振興」の旗の基で「意志ある准組合員の組織」を JA が重要な組織と位置づけ、女性部・青壮年部と同様に都域・全国域組織へと拡大してゆく必要があると考えている。

「食と農による准組合員的意思反映」

JA 福岡市 代表理事専務 宗 欣孝

1. JA 福岡市の概要

JA 福岡市は、九州北部に位置する人口162万の福岡市の概ね80%を管内とする都市型 JA です（図1）。あとしばらくは人口の増加も見込まれる大変活気のある都市であり、当 JA は恵まれた環境にあります。

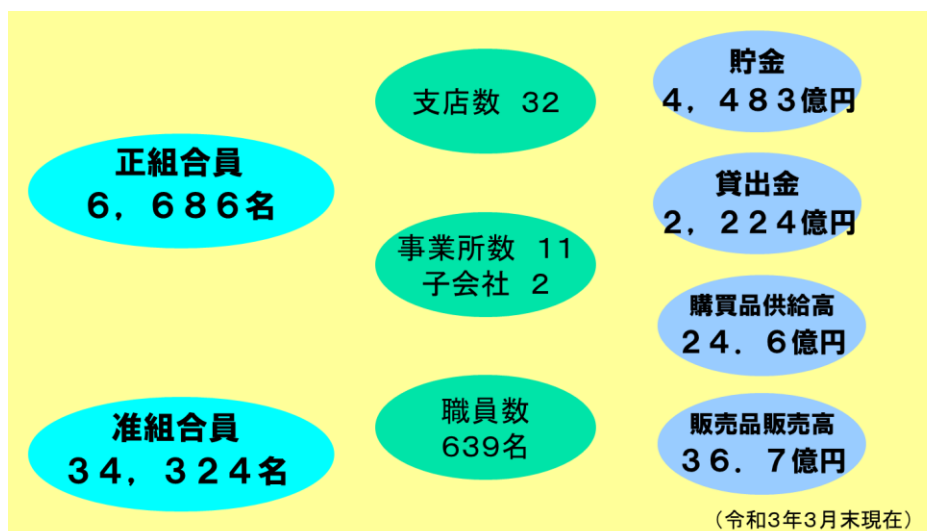
都市型 JA であるため、組合員構成を見ると、正組合員約6,600名に対し、准組合員約34,000名と1：5となっています。よって、准組合員の意向というものも重要であることは言うまでもありません。

（図1）福岡市の概要



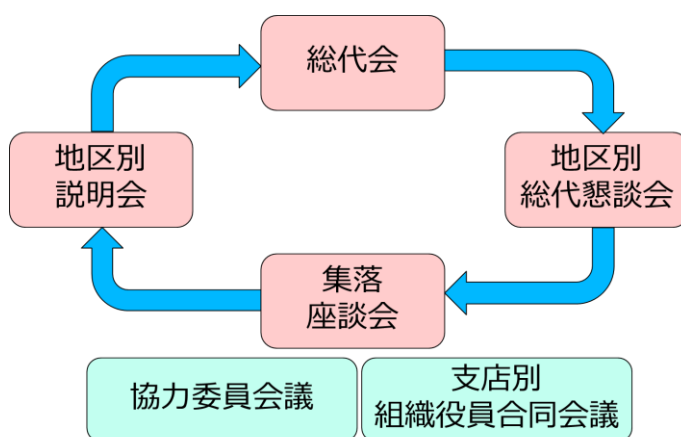
さて、JA 福岡市の意思反映プロセスを見てみると、これは全国の各 JA も同様と思いますが、図3のように最高議決機関である総代会や地区別の説明会等、主に正組合員を対象としたものは多く開催しています。これまでもこれからもこれらは意思反映の大きな柱であることは当然のことです。

(図2) JA 福岡市の概要



JA 福岡市の意思反映プロセスを見てみると、これは全国の各 JA も同様と思いますが、(図3)のように最高議決機関である総代会や地区別の説明会等、主に正組合員を対象としたものは多く開催しています。これまでもこれからもこれらは意思反映の大きな柱であることは当然のことです。

(図3) JA 福岡市における意思反映プロセス

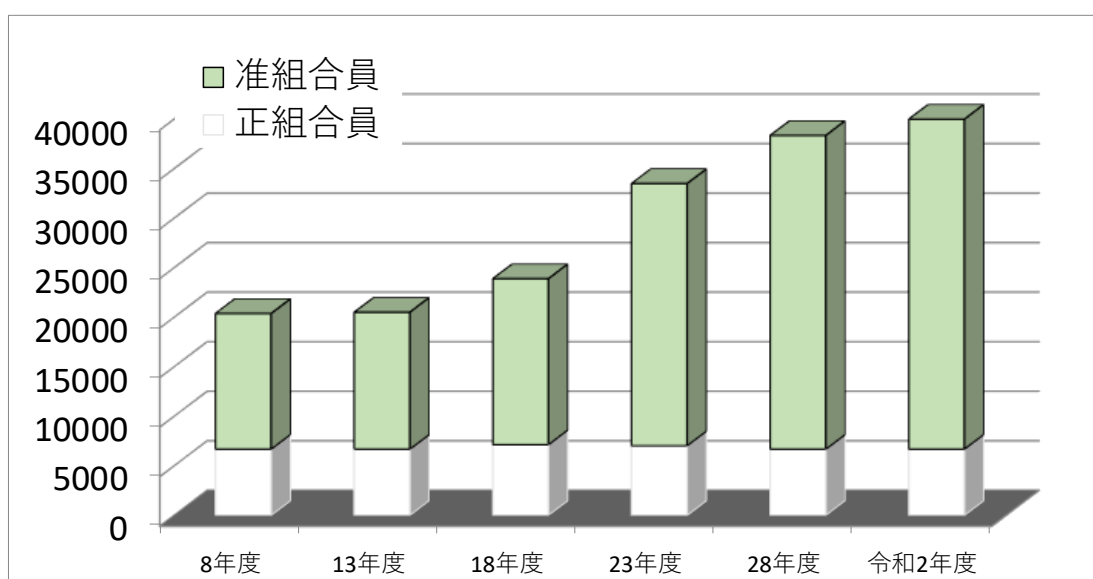


2. 組合員加入促進運動と准組合員の意思反映

(1) 組合員加入促進運動

当 JA では平成初期、組合員数の減少を問題視し、平成13年より「組合員加入促進運動」を開始し、これは途切れることなく継続してきました。正・准問わず推進してきたわけですが、令和2年までで2万名以上の純増となり、上記の組合員数となったわけです。そして、その内訳は増加数のほとんどが准組合員ということになりました。

(図4) JA 福岡市における組合員数の推移



(2) 増加し続ける准組合員の意思反映

ここで、准組合員の意思反映ということを考えてみたいと思います。そもそも、准組合員の意思とは何であろうかということです。3万を超える准組合員が JA の経営について何かを意見したいのか、私見ですが、ほとんどいらっしやらないと思います。では、今言われる意思反映とは何なのか。ここに大いに迷いを感じるわけです。

ア、多様化する准組合員のタイプ別分類

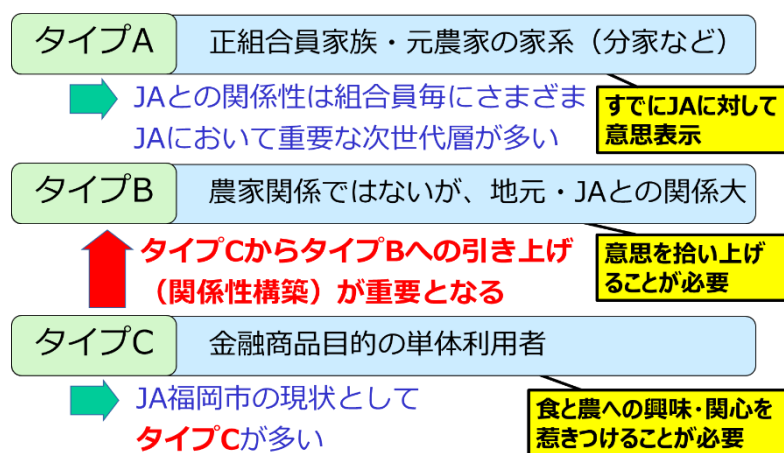
それでは、准組合員はどういう人たちなのかを考えます。(図5)の通り3つに分類してみました。まずタイプAとして、正組合員家族、または農家の分家であるとか、昔から集落内に住んでいる土着型非農家です。この方々は事業利

用についてはもちろんのこと、当 JA で平成12年から行なってきた支店行動計画等の協同活動への参画もされており、前述の経営というものへの意識も多少あることでしょう。

次に、タイプ B、これは混住化のなかで、そこに住まれるようになり、JA 事業の利用が始まり、JA という組織についても理解のある方々です。身近な金融機関でもあり利用するようになるとともに、直売所でのお買い物などをされています。

そして、タイプ C、これは住宅ローン契約者など、金融商品目的といった単体利用者、出資配当目的の人であり、JA の経営はもちろん活動への興味も薄い方々です。JA の3万を超える准組合員の多くは、このタイプ C であろうと考えます。

(図5) 准組合員の3分類イメージ



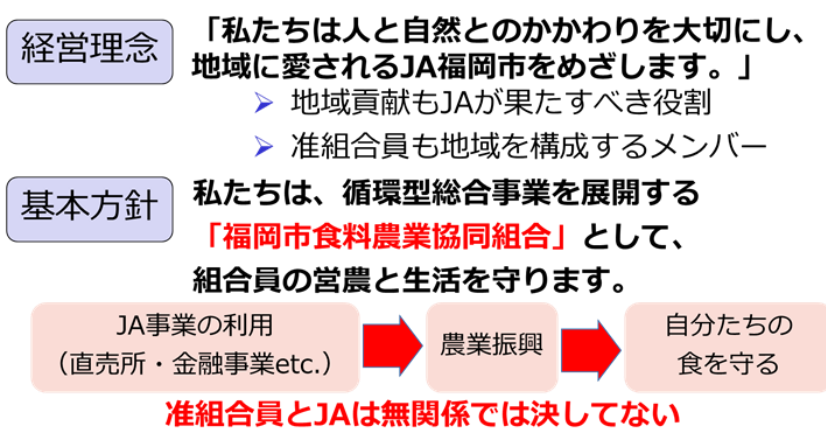
イ、准組合員の意思反映プロセスの現状

現在、当 JA は、基本方針として、「私たちは、循環型総合事業を展開する『福岡市食料農業協同組合』として組合員の営農と生活を守ります」と掲げて事業・活動を展開しています。食料農業協同組合と表現しているのは、農は食を産み出すもの、つまり食料は、農家以外の方々にも大きく関係しているので

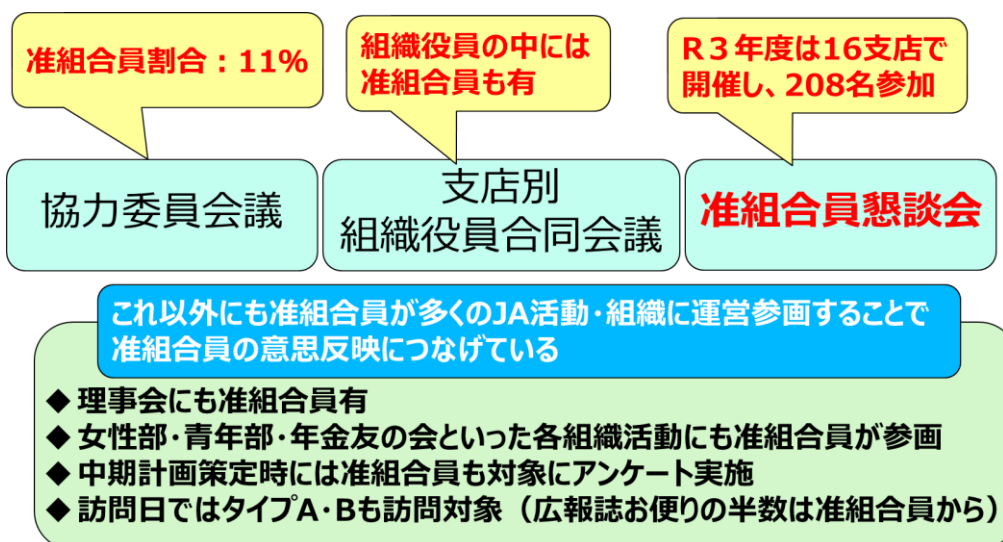
す、だから JA は地域住民にとっては無関係の存在ではありませんと伝えたいからです。その地域住民のなかでも JA に近いのが准組合員だと思います。

そこで、これまで当 JA は准組合員の意思を反映してこなかったかを考えてみました。決して反映させなかったわけではありません。理事のなかには准組合員もいます。女性部員・青年部員にも多くの准組合員がいます。

(図 6) 准組合員の意思反映の必要性



(図 7) 准組合員の意思反映の現状



当 JA の支店行動計画の中心となっている各支店の協力委員会のメンバーのうち10%ほどは准組合員です。またその支店行動計画のイベントにも多くの准組合員が参加します。

さらに平成初期より開催してきた「准組合員懇談会」では准組合員の方から意見を聴取し、経営にも活かしています。また、広報誌に対するお便り（毎月70～80通程度ですが）の半数は准組合員からのものです。そうです、当 JA は准組合員の意思反映はできているのです。

ウ、今後の准組合員の意思反映について

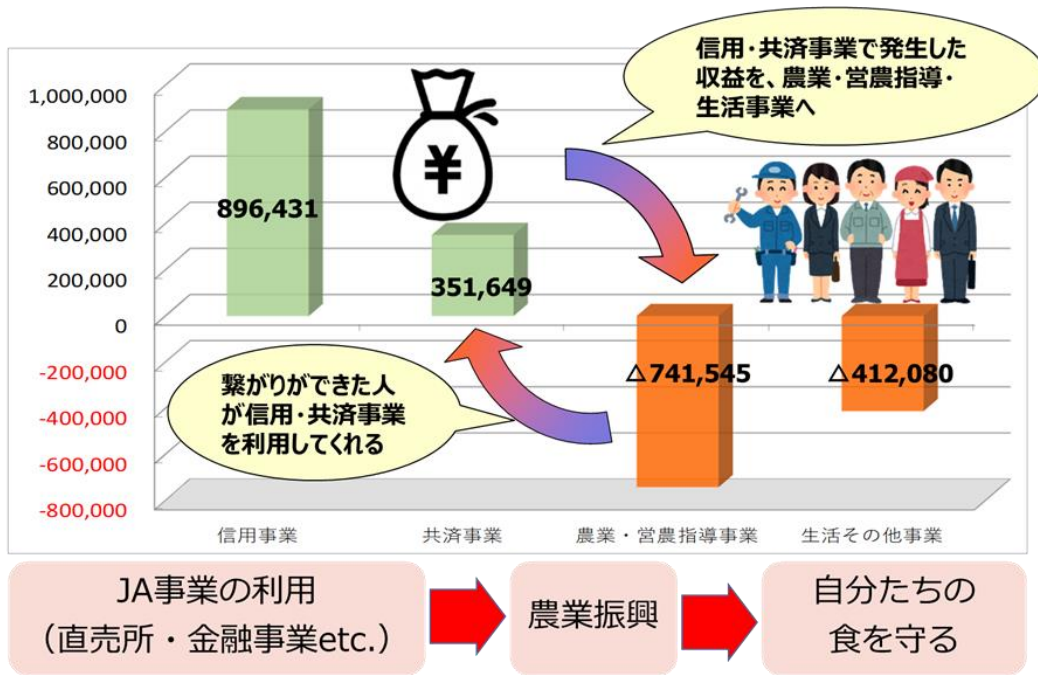
今後は、このような意思反映の取り組みを継続するとともに、新しく建築した直売所「博多じょうもんさん花畑市場」で買い物してくださる准組合員のモニター制度など新たな取り組みも始める予定です。

そして、これまでも訴えてきた『我々JA福岡市は、万一食料が不足するという有事の際には、正組合員農家が丹精込めて生産する米・野菜などの農産物を優先的に供給します。

だから、准組合員の皆さん、大いに JA の直売所などで日頃から農産物を購入していただくことはもちろん、信用・共済事業という協同活動にもどんどん参画してください』というメッセージを伝えていきたいと考えます。

これからは、先述の既に行なっている意思反映の取り組みを継続するとともに、准組合員が JA 事業を利用するということはまさにその意思に基づく結果であり、それが地域農業の振興にも寄与しているということを再認識・再整理して、今後の准組合員の意思反映を考えていきます。

(図8) 循環型総合事業のイメージ



2. 論考

「農に関わる裾野を広げる展開方向」

～農の有する多面的機能の発揮による准組合員対策～

JA はだの 代表理事組合長 宮永 均

はじめに

神奈川県秦野市は、人口は 2022 年 1 月末現在、約 16.2 万人で神奈川県西部に位置し、東西約 13.6km、南北約 12.8km、面積は 103.6km²であり、市の中心部から東京へは約 60 km、横浜へは約 37 kmのところに位置し「丹沢大山国定公園」をはじめとする豊かな自然に恵まれた神奈川県西の中核都市である。

市の北部には神奈川の屋根といわれる丹沢山塊が連なり、南部には渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走り、県下で唯一の盆地である。交通は、市内に 4 駅ある小田急線が市街地を東西に横断しており、東京新宿へ 1 時間、東海道新幹線駅小田原へは 20 分で到着する。

JA のミッションは、「JA 綱領」で明確に示すように「地域農業と地域に根ざした組織としての社会的責任を誠実に果たす」ことである。すなわち、地域農業と組合員の農業経営を支え発展させる役割と、組合員の生活を支え住みよい元氣な地域づくりに貢献する役割を誠実に果たすことである。

都市的農業地域に立地する秦野市農業協同組合（以下、JA はだの）は、この 2 つの役割を有機的に関連づけ、一体的に取り組むようにすることが必要であると考えており、そのような視点も重視して地域農業へ対応している。

ここで紹介するのは、地域農業資源を市民や組合員の共有財産として捉え、(1) 荒廃地化した農地を JA が 10a 当たり 15,000 円/年間で借り受け、関心がある准組合員や市民に市民農園として 100 m²当たり 6,000 円/年間で活用してもらう JA はだの「さわやか農園」。

(2) さらに関心のある人向けに JA はだのと秦野市が共同で運営する「はだの

都市農業支援センター」が開設する「はだの市民農業塾」の新規就農コースの 2 事例。どちらも新たな農業の担い手になっていただくと同時に、JA はだのの組合員となり、座談会や各種イベント等に積極的に参加し、正(2,831 人)・准組合員(11,615 人)が一体となって活動する協同組合の運営に参画することになる。

JA はだのは、農に関わる人の裾野を広げるために、関心度に合わせた多彩な機会を設けて農地維持への仕掛けを通じ、様々な仕掛けで准組合員や地域住民を農へといざなう地域農業協同組合の役割発揮に努めている。

1. 直面する地域農業と JA 組織問題

農業者の超高齢化問題と合わせた地域農業の直面している基本問題は、(1) 鳥獣被害の深刻化、耕作放棄地の増加、農地と住宅の混在等による農地周辺環境の悪化、新東名高速道路建設の工事着工等、農地・生産環境に分類できる問題が山積している。

(2) 都市農業に関する問題として、都市化農地の減少、設定から 30 年を迎える生産緑地とその制度改正に関する課題、税負担の増加、農薬散布、家畜の飼養等の環境問題と都市化の影響を大きく受けた問題がある。

(3) 農業経営に関する問題として、農業機械の更新・導入への金銭的負担の増加、生産資材、燃油価格・流通経費・人件費の高止まり。基幹作物の価格が上昇せず、収入・所得が減少し、農家間で多少の差異はあるものの、農業経営における農業所得の依存度が低下している状況がある。

(4) 農業の担い手確保に関する問題として、単身世帯や核家族が増加し、農業者の著しい高齢化が目立ち農業者は減少傾向にあり、担い手確保が困難な状況にあり農業協同組合の危機を迎えている。

2. 農業の有する多面的機能の推進を通じた組織活性化

2000 年 12 月に WTO 事務局に提出された「WTO 農業交渉日本提案」は、「多様な農業の共存する新たな時代に向けて」と題する前文から始まる。そこには、

各国の社会の基盤であり多様な自然的条件や歴史的背景のもとに営まれている農業について、その多様な形態並びに社会的機能を相互尊重することによって共存を図る必要があるという基本的な哲学が示されている。そして、行き過ぎた貿易至上主義への反対理論として、農業の持つ多面的機能への配慮などが提案された。

「農業の多面的機能」という言葉が公式の場で使われたのは、1992年のOECD農業大臣会合であり、同年の国連環境開発会議のアジェンダ21文書に盛り込まれた。また、1996年の世界食料サミットのローマ宣言では、農業の多機能性を考慮し、・・・食料・農業・漁業・林業・農村に関わる開発の持続可能な政策と方法の追求が強調されている。

2-1 神奈川県農業の多面的機能事業

神奈川県環境農政局農政部が行う多面的機能事業である。趣旨は、「農地や農業用水等の農業資源やそれらにより形成される農村は、新鮮な農産物の安定供給の場のみではなく、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、旅行な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く県民が享受している。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の協働活動によって支えられている農業資源の保全による多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、地域の協働活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の農業資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されている。

神奈川県では、「農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を維持することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家へ農地集積という構造改革の後押しも行う。」としている。

2-2 秦野市市街化区域内農地の多面的機能事業

秦野市都市農地保全活用推進協議会宮永均が2016年3月にまとめた「秦野市における都市農地の公共財的活用モデル実証調査」による市街化区域内農地の多面的機能によると、市街化区域内の農業・農地は新鮮で安全な農産物の供給を本来の役割とすることと、農業生産活動を通じた自然環境・地球環境の保全、市民の農業体験や子どもの学習の場などの機能があり、さらに災害時の復旧用資材置場・避難場所など都市近郊地域ならではの機能も持ち合わせている。

これらの多面的機能のうち、(1) 地産地消機能、(2) 防災機能、(3) レクリエーション・コミュニティ機能を取り上げている。

(1) 地産地消機能では、都市農業においては、多くの消費者が近くにいる利点を活かし、農産物直売をはじめとする地産地消型の農業経営を有利に展開できる。消費者にとっても農産物に対する安全・安心志向がすすむ中で、新鮮な地元農産物を地元で購入できることが、市民と農家が顔の見える関係になることで安全・安心につながる。秦野市では、JAが運営するファーマーズマーケット「はだのじばさんず」をはじめ、量販店イオンでの販売や小学校給食への秦野産農産物の供給が行われている。

(2) 防災機能では、東日本大震災等大規模地震や豪雨災害による甚大な被害が発生していることもあり、ますます防災や減災の必要性が高まっている。住宅等が密集する市街地では、市街化区域内農地では貴重なオープンスペースであり、火災発生時には延焼を遮断する効果もある。災害発生時には、市街化区域内農地を避難場所や復旧資材置場、仮設住宅用地等として利用することや、農産物や井戸水の供給などの協力ができる。

JAと秦野市は防災協力農地の協定を2002年8月に締結し、災害時には住民の避難場所、復旧資材置場等として利用できるようになっている。

(3) レクリエーション・コミュニティ機能では、農作業を楽しみたいとする市

民ニーズがあり、特定農地貸付法に基づく特定農地貸付による市民農園や生産緑地を活用した農家の指導付体験農園、観光農業など様々な用途で都市農地が活用され、農業体験を通じて住民の交流やコミュニティを醸成する場としても役割発揮している。

2-3 農業の有する多面的機能への住民の期待

土地の確保の根拠となるものは何かといえば「社会的共通資本」としての土地であろう。つまり、社会的共通資本は、たとえ私有しない私的管理が認められているような希少資源から構成されたとしても、社会全体にとって共通の財産として社会的基準にしたがって管理・運営されるからである。こうした土地の復権を目指した社会的な基準にしたがって管理・運営されるべきとする考えは、前述した防災面からの要請ばかりではない。

目指されるべき土地の復権のなかでも農地あるいは都市農業は、その最右翼に位置付けられるのである。一般的視点からみた農の価値として、(1) 食料の安定供給、(2) 栄養や味といった質を含めた食品の安全性、(3) 農業継続による環境保全、(4) 社会的な環境の保全・維持として整理できる。こうした価値自体は、農業生産による社会貢献はもとより環境形成型であり、都市の持続的社会形成に資するものである。

さらに土地の復権は、加速度的に少子・超高齢化が到来し述べてきたとおり土地需要が超長期的に低下することが予測される。これに伴い空き家や空地、遊休農地、荒廃農地など、農業の耕作放棄地をどのようにコントロールすべきかが問題となっているが、さらに、近未来大きな課題とし浮上することが予測され、都市社会における土地の在り方について本格的な議論を必要としているが、ここでは都市社会における都市農地の論考にとどめることにする。

現在の都市農地は大幅にその面積を減らしている。都市計画制度の創設時から比較すると大幅にその面積を減らしているが、それでも、全国の農地約 440 万

ha のうち市街化区域面積が 143.6 万 ha で市街化区域内農地は約 5%の 6.6 万 ha 賦存と今なおある程度の存在感を占めている。

そして、土地の復権の代表例として都市農地の議論を促している要因に都市住民の農地に対する保全意識の高まりがあり、こうした高まりを背景に三大都市圏の自治体を中心に、都市施策上において農地は保全すべきであるという姿勢に転換し、都市農業振興基本法が公布されたのである。

市民の保全意識の高まりをみてみると、例えば農林水産省農村振興局都市農村交流課が 2014 年 12 月に公表した住民アンケート（三大都市圏特定市の在住者 1,600 人 回答者の内訳：首都圏 50%、中京圏 19%、近畿圏 31% 年齢階層：20 代から 70 代以上まで均一（約 17%）に配分）結果によると、都市農業・都市農地の保全に関しては、肯定的な意見が全体の 80%、内訳は是非残していくべき 40.3%、どちらかといえば残していくべき 39.2%で回答者の 40%は、10 年前と比べ都市農業・都市農地を残していくべきとの思いが強まったと回答している。

さらに同じアンケート調査で、(1) 住民との主体的なかかわりの公益的施設の管理（水路の清掃、草刈等）への参加したい 68.4%、(2) 「農」の暮らしへの期待の市民農園に対する考え方で、利用したいと思うが 32.9%、地産地消に対する考え方で、積極的に購入したい 27.1%、時々購入したい 43.3%で 70.4%と関心が高い結果となっている。

また、東京都が行った「2020 年度第 1 回インターネット都政モニターアンケート」で、東京に農業・農地は必要だと「思う」82.8%と回答しており、「思わない」5.5%を大きく上回っている。(1) 農業・農地の役割に対する期待は、新鮮で安全な農畜産物の供給 58.9%、(2) 緑や環境の保全 51.8%、農作業体験や食育教育の機能 32.0%、(3) 地域産業の活性化 30.6%、(4) 農作業体験などによる農業への関心の呼び起こし 23.5%、(5) 地域の伝統・文化の継承 17.0% (6)

災害時の避難場所などの防災機能 13.4%などと続いている。

また、農地保全の対策は、(1) 農業以外からの新規参入者等により担い手を確保する 49.0%、(2) 農業でも高収入が得られるよう魅力ある農業にする 47.8%、(3) 都や区市町村が買い取るなど農地利用空間として保全できる仕組みをつくる 33.4%となっている。

多面的機能に支払ってもよい額「県民18万円・都民23万円」

出典：JA長野中央会・東京大学大学院 鈴木宣弘教授

- ・長野県民や東京都民が「長野県農業の多面的機能」の維持にいくら支払う意思があるかを聞いた調査結果を2021.7.10に公表した。
- ・JA長野県グループが県民と東京都民それぞれ500票のアンケートを実施し、東京大学大学院 農学生命研究科 鈴木宣弘教授に試算を依頼した。
- ・調査は以下の内容で評価額の合計（1位は県・都民ともに、2位以下は県民）

(1) 食糧安全保障の確保	1位	(6) 社会の振興	
(2) 地下水を蓄え水害防止	3位	(7) 伝統文化の保全	
(3) 水や大気の浄化	4位	(8) 人間性の回復	
(4) 生物多様性の保全		(9) 自然体験の教育力	5位
(5) 農地・景観保全	2位		

(表1)

2-4 小括

都市農業や都市農地については、以上にみられるように都市住民が「農」への関心を高めていることを背景として、都市に農地があることの意義がある。国土交通省の都市政策の基本的な課題と方向検討会小委員会報告によると、「農」との共生として、「農」との共生の観点からは、モータリゼーションの進展により、都市近郊に依然として都市的開発の拡散がみられる一方で、消費地近郊の利点を生かした農業生産機能の評価や、自然とのふれあい、憩いの場といった都市住民の農地に対する多様なニーズが顕在化している。

都市と農地を対立する構図で捉える視点から脱却し、都市近郊や都市内農地

について、新鮮で安全・安心な地産地消の農作物を提供してくれる農業生産機能を中心に、自然とのふれあい、憩いの場、防災機能等の農地の多面的機能を都市が将来にわたり持続していくために有用なものとして、都市政策の面から積極的に評価し、農地を含めた都市環境のあり方を広い視点で検討して行くべきであるとしている（2009年）。

都市農地の論点は、圧倒的優勢となっている都市社会において、どのように土地である農地を確保するのか、またそもそもどのような役割を果たし、計画的に保全するためには農の有する多面的機能の発揮である。

3. 市民農園を活用した新たな担い手の発掘 JA はだの「さわやか農園」の取り組み

農業者以外の者が野菜や花を栽培して、自然にふれあうとともに農業に対する理解を深めることを目的に、地域住民に向けた「農」にかかる取り組みを積極的にすすめてきた。

地域住民の農への参加は、特定農地貸付法に基づく市民農園事業を行い、これを「さわやか農園」と位置づけた。2000年6月に1ヶ所26区画で開園し、現在では41ヶ所325区画まで広がった。「さわやか農園」の利用受付窓口は、「はだの都市農業支援センター」が行い、組合員は農園開設の申し込みをJA窓口が行い、利用者はJAに申し込むという形で、これを農業委員会に相談して承認を受けるようになっている。

同センターが扱う市民農園には、市や農家が開設しているものもあるが、「さわやか農園」はJAはだのが運営する市民農園ということが市民に定着している。また、「さわやか農園」の利用者は現在260名で、このうち79名がJAに組合員加入している。

農園の利用者は、組合員になればJAファーマーズマーケット「はだのじばさんず」に出荷できることになり、農作物が採れ過ぎたら同店で販売していただく

ように勧めているが、現在まで、「さわやか農園」利用者から大きな売り上げにつながるような人は出ていない。

しかし、農園利用者が「はだの市民農業塾」を経て農家になったという人もいる。JA は地域住民が販売する側になるという仕組みをつくることはとても重要なことだと考えている。

「はだの都市農業支援センター」では、「地域別営農推進協議会」を設置し、市内7地区に「営農活性化推進チーム」を配置し、地域ぐるみの農業生産と農地保全などの取り組みを支援しているが、この7地区はJA支所の配置と同様になっている。

「さわやか農園」も7地区7支所毎に管理し、JA支所長は地域住民に対して「農」への参加促進をはかるとともに、こうした場面も活用し、地域ぐるみの活動を積極的に展開している。地域住民の「農」への参加促進による担い手確保を行っているということだ。


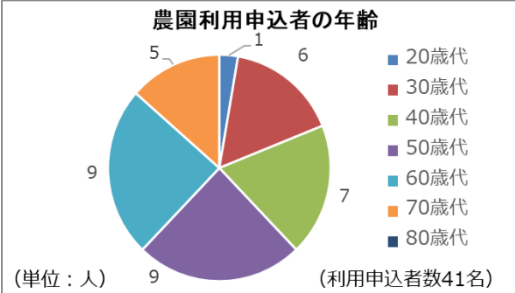
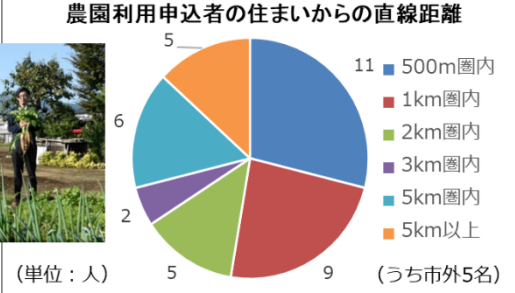
JA はだのが実践する市民農園の取り組みからも、農地を守ることや、農地を農地として利用する取り組みで、「農」への理解ある担い手確保ができて、地域農業の活性化をはかることもできるということである。

また、神奈川県は、2003年度から「中高年ホームファーマー事業」を開始した。これは、県の農業の担い手の高齢化等の状況を鑑み「耕作者を求めている農地」と「耕作能力を持った中高年者を中心とした県民」を結びつけることを目的とするもので、定年退職者の就農機会の確保であると考えている。

そして、募集に応じて参加者は、1年目は「体験研修農園」で市民農園の1区画100㎡を目安とした面積で、2年目以降は「ホームファーマー農園」で300～500㎡を耕作することになる。JA はだのは、この事業に呼応し、「さわやか農園」では、2004年4月より中高年ホームファーマー修了者の受け入れを行ってきた。

この県のホームファーマー事業と連動する意味でも、“農的地域住民”が「はだのじばさんず」等に出荷できる仕組みの拡充をさらにはかりたいと考えている。このように農業体験を深め、その中から准組合員や地域住民がより主体的に農業をやろうとする人を発掘しようとしている。

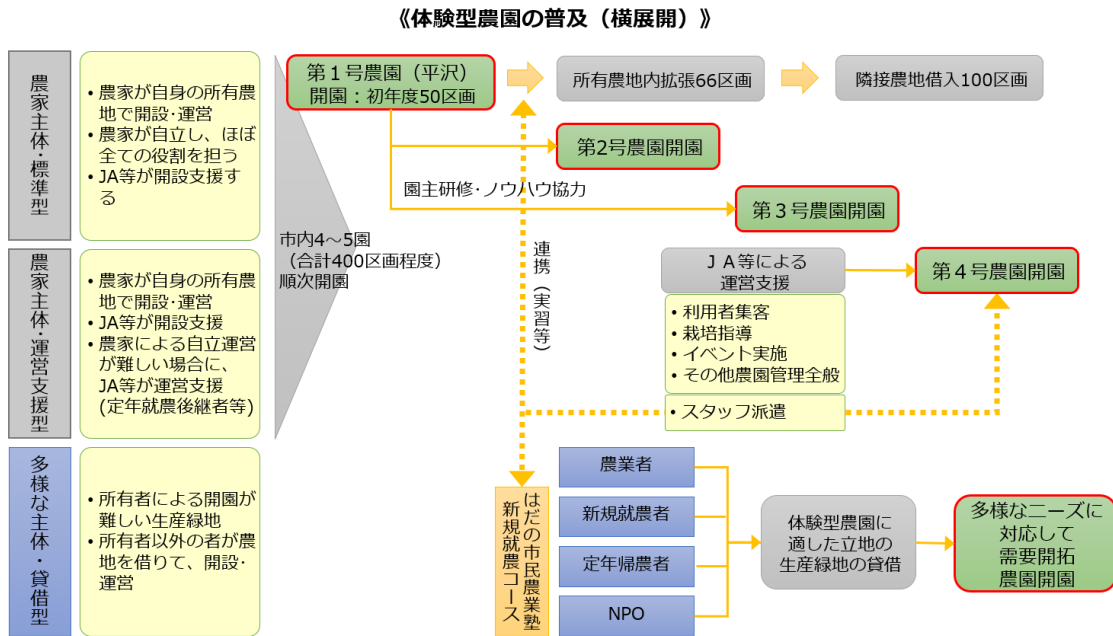
(表 2)

農業体験農園等を拠点とした都市農地の新たな担い手育成の仕組み	
体験型農園の実践	
平沢地区 第1号体験型農園（農家主体標準型）の取組み	
<農園の概要>	
名称	名水湧く湧く農園
所在地	秦野市平沢1080番地内
栽培講習会	月に2回程度（金、土）、年間15回×2回程度
栽培品目数	個人区画年間20品目＋共同区画3品目
利用期間	4月～翌年3月末（冬季1月休園）
区画	20m×50区画（初年度募集区画） 別に共同区画有り
料金	<ul style="list-style-type: none"> ・年会費：基本43,200円；一括払い ・年間費：駐車場込み54,000円（＼） ・月会費：基本4,320円×11ヶ月；(口座引落) ・月会費駐車場込み：5,400円×11ヶ月（＼） ・駐車場単発利用：300円/回
開園時期	2018年4月 第1回栽培講習会：2018年4月6日(金)
予定イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・入園者交流会：バーベキュー ・お茶摘み試飲会 ・夏祭（花火、スイカ割、ピザ） ・コケ玉作り ・収穫祭 ・新年会（餅つき）
共同区画	初年度栽培予定品目（トウモロコシ、サツマイモ、ジャガイモ）
	
<農園利用者申込み者の属性(2/19)時点>	
農園利用申込み者の年齢  <p>(単位：人) (利用申込者数41名)</p>	
農園利用申込み者の住まいからの直線距離  <p>(単位：人) (うち市外5名)</p>	



(表3)

農業体験農園等を拠点とした都市農地の新たな担い手育成の仕組み

1. - 2初級レベルの担い手層拡大の仕掛けづくり



(表 4)

農地や湧水等地等の地域資源活用プランの検討	
南地区住民アンケート調査結果・既定計画等の概要	
(1) 南地区住民アンケート調査結果	(2) 既定計画等の概要
<p>■ 農業体験農園等の開設により地域の活性化を図るなど、今後のまちづくりのあり方を検討するための基礎資料として実施（147票回収）</p> <ul style="list-style-type: none">● 今後に望むまちづくりについて、60歳未満では「子育てしやすいまちづくり」（46%）、60歳以上では「高齢者に優しいまちづくり」（65%）、共通して「災害に強いまちづくり」（35%）が多く望まれている● 買い物の不便（31%）、生活道路が狭い（26%）、公共交通機関が不便（26%）などの課題も見られる● 農地があることについては、主に「新鮮な農産物の供給」（56%）や「良好な景観形成」（39%）として高く評価しており、体験農園についても条件次第も含めると3割近くの住民に利用意向がある● 誇れる地域資源について、場所では今泉名水桜公園が最も多く46%。産物では落花生56.0%、新鮮な野菜38%、うでピー(加工品)35%等	<ul style="list-style-type: none">● 「秦野市都市農業振興計画」（2016年）重点施策である「体験型農業の拡充」及び「食農教育の推進」として体験農園の拡充に取り組む● 「秦野名水の利活用方針」（2014年）南地区の一部を名水の利活用を推進する地域・湧出域に位置づけ、公共性の高い用途等評価される利活用を今後推進（新規井戸掘削の許可）● 「はだのわくわく教育プラン」（2016年）郷土を愛する子どもを育成するため、里地里山に関する体験学習を充実させる <p><名水桜公園></p>  <p><落花生の収穫体験></p> 

4. 新たな農業の担い手を発掘 －「はだの都市農業支援センター」の活動

JA はだのと秦野市は、2005 年 10 月、都市農業の継続的発展による県民の健康で豊かな生活の確保を目的とする神奈川県都市農業推進条例が公布されたことを受け、同年 12 月、市、農業委員会、JA の三者で構成する「はだの都市農業支援センター」を JA はだの本所に設置した。

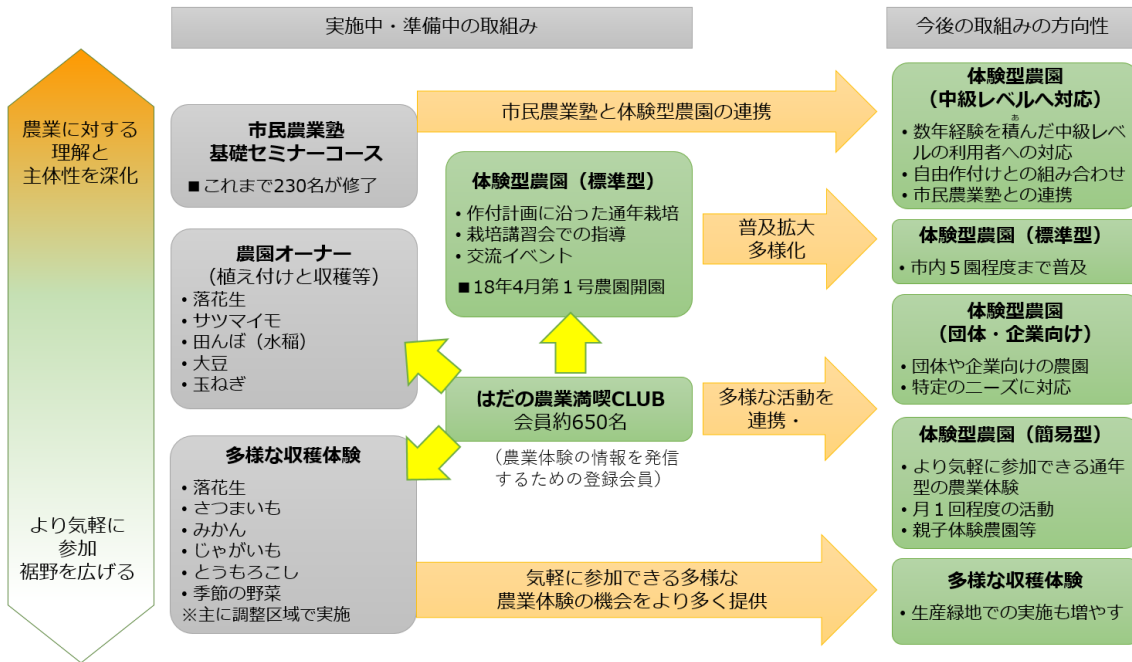
同センターが目指すところは、「地域と調和した持続可能な農業」の実現と、三者の専門性と連携を生かして、農業者への相談・指導の充実や地域住民へ「農」への理解促進や参加支援、農地を活用する観点から遊休農地の解消と新規就農者の発掘を行うなど、「農」にかかわる様々なニーズに対応する体制をつくることだ。

「はだの都市農業支援センター」の業務実施計画は、(1)地域農業を維持・継続できる集落営農に取り組む「地域づくり」、(2)専業、兼業農家、市民参画による多様な担い手育成確保による「人づくり」、(3)地域特性を生かした農産物生産・販路を確保する「ものづくり」の 3 点に対する支援を有機的に組み合わせて効率的・効果的に実施するとともに、構成団体や県等の担当部局と一体となる取り組みによって、魅力ある都市農業の実現を目指すことである。

(表 5)

農業体験農園等を拠点とした都市農地の新たな担い手育成の仕組み

1. 初級レベルの担い手層拡大の仕掛けづくり



5. 農業の担い手育成 - 「はだの市民農業塾」の取り組み

特に、「人づくり」では、定年帰農や新規就農希望者の就農に関する相談・指導及び就農後の営農相談等を実施し、農業の担い手確保・育成をはかることを目的とした「はだの市民農業塾」を2006年に設置。農業参画の形態に応じた3コースの研修を設定しこれまでに519名の修了者を生み出している。中でも「新規就農コース」は、現在88名が修了し内73名（農外からの新規就農者55名、農業後継者18名）が秦野市内で就農し約10ha(平均25a)の農地を耕作している。

地域農業の継続は、農業の担い手がいなければならない。そこで、農業参画市民グループの育成を目的に、「援農」「荒廃農地解消」「農産加工」「有機農産物栽培」などの様々な市民参画グループの組織化支援を行うとともに、前述した定年

帰農や新規就農の希望者の就農に関する相談・指導を目的とした「はだの市民農業塾」は、「農」の担い手育成支援事業の一環として位置づけ、農業の担い手育成の確保に取り組んでいる。

なお、3コースの2019年度研修は(1)市民農園等利用希望者を対象とした「基礎セミナーコース」で、講義を中心に月1~2回土曜日に開催、受講者7名により10ヶ月間、農業の基礎的な学習を行うものである。(2)定年帰農や新規就農希望者を対象とする「新規就農コース」は、受講者8名により2年間、毎週水曜日に開催し就農に必要な基礎知識や技術の講義実習及び農家研修を行うものである。

(3)「農産加工起業セミナーコース」は、受講4名により、これから農産加工品の製造販売を始めたい方や、すでに農産加工品の製造販売を始めている方を対象としたもので、「はだのじばさんず」の加工品取り扱い拡大に結びつけるものである。

以上の研修は、今後の農業の担い手育成とバックアップ制度として、また、「はだのじばさんず」の出荷者拡大に結びつける狙いのもと位置づけたものでもある。また、秦野市役所が地内に誘致したコンビニでは「はだの市民農業塾」修了者の野菜を販売している。今後とも、秦野市と連携を深めながら農業の担い手育成と持続可能な地域農業の発展に努めたい。

「はだの市民農業塾」修了者数等実績一覧

【2022年2月20日現在 作成：はだの都市農業支援センター】 (単位：人)

修了年度	新規就農コース		基礎セミナー コース	農産加工起業 セミナーコー ス
	修了者	就農者		
2006年度	7	5	28	—
2007年度	10	4	25	16
2008年度	9	9	24	44
2009年度	10	7	28	17
2010年度	7	4	25	8
2011年度	6	6	23	13
2012年度	5	5	17	10
2013年度	5	5	17	14
2014年度	2	2	15	9
2015年度	6	5	10	9
2016年度	10	10	10	7
2017年度	5	5	8	17
2018年度	3	3	9	15
2019年度	3	3	5	8
2020年度	5	5	6	4
2021年度	(3)	(3)	(16)	(8)
合 計	93	78	250	191

※2021年度は受講者とその予定で集計に含んでいません。

新規就農者の経営面積

全体経営面積	約15ha	150.594㎡
平均	約21a	

※農業後継者等（18名）を除く55名における利用権設定を行った農地面積

新規就農者の年代内訳（単位：人）

20代	2	2.6%
30代	8	10.3%
40代	8	10.3%
50代	14	17.9%
60代	27	34.6%
70代	18	23.1%
80代	1	1.3%
合 計	78	100.0%

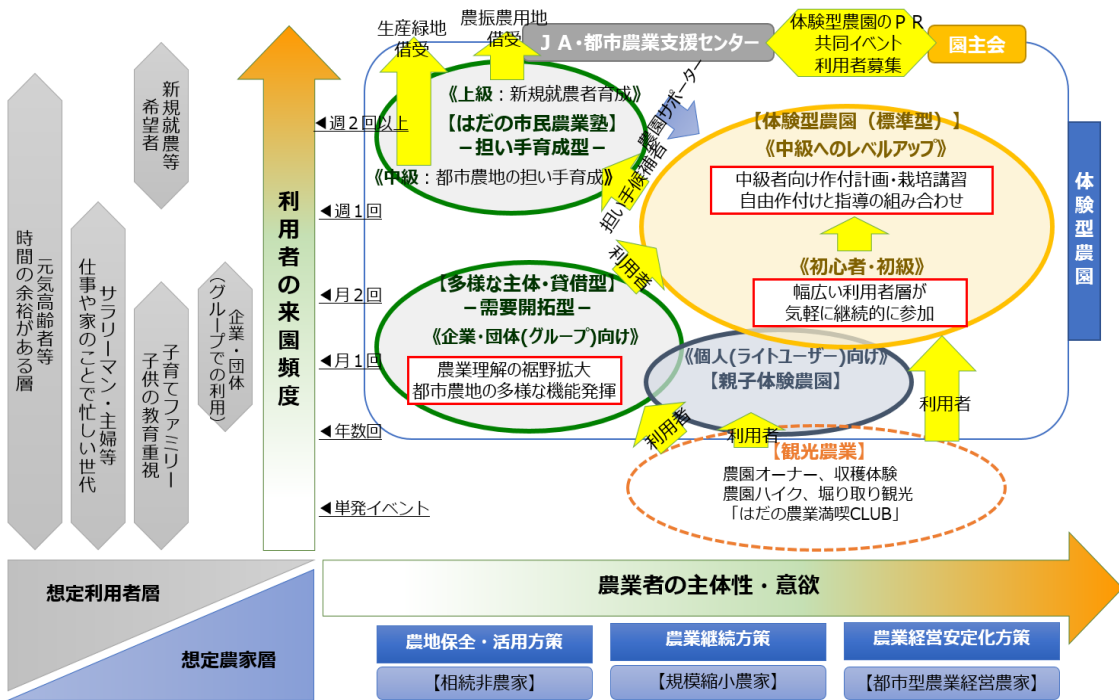
平均年齢	55.1歳
------	-------

(表7)

農業体験農園等を拠点とした都市農地の新たな担い手育成の仕組み

3. 中級・上級者育成の仕組み

《体験型農園のタイプ別連携のあり方》



むすび

自給的な新規就農者を含め、様々な人に農や地域に関わっていただく仕組みづくりのために、「食」と「農」の活動を通じて、“知り合おう・学び合おう・助け合おう”をスローガンに地域活動を行ってきました。これらの活動を行うことで、組合員・JA・地域が元気になってくるのが、今までの取り組みでわかってきました。

今後も農の有する多面的機能を発揮するとともに、協同組合のアイデンティティ・特性の位置づけを明確にするとともに、協同組合らしい、JAらしい事業方式の創造を追求し、組合員を主体として運営しながら組合員家族はもとより、可能な範囲で地域住民を包括した「農業協同組合が行う地域づくり」を目指し、組織力・事業力・経営力をさらに高めていきたい。

(表 8)

生産緑地の貸借等促進及び都市農地中間管理組織等									
4. 生産緑地の貸借システムのあり方の検討（都市農地の貸借の円滑化に関する法律への対応 2018.9.1制定）									
都市農業システムの多様な機能									
<ul style="list-style-type: none"> ● 秦野市、JAはだの、農業委員会の三者で構成する「はだの都市農業支援センター」が、中間管理組織の役割を担う ● 生産緑地を対象とした貸借システムと担い手育成機能とを連動させる ● 貸付け後、所有者も管理業務等に関与する「(仮)共益制度」の導入や、作業受託や援農ボランティアの育成も実施 	<p>《都市農業支援センターの各構成団体の役割》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成団体</th> <th>主な役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸借計画の決定 ● 借受側と貸付側とのマッチング業務 ● 都市農地管理台帳システムの管理 ● 貸借契約後の農地パトロール (計画通りに耕作していない農地の勧告・認定取消し) </td> </tr> <tr> <td>秦野市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸借計画の認定 ● 都市農業振興地方計画の策定とその実施 ● 貸借に係る多様な担い手の育成支援 ● 上級者向け「はだの市民農業塾」の運営 </td> </tr> <tr> <td>JAはだの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 初級・中級者向け「はだの市民農業塾」の運営 ● 貸借システムに関する農家への普及、貸し手・借り手農家の掘り起こし (貸借契約の斡旋・紹介) ● 貸借契約後、農業委員会との農地パトロール </td> </tr> </tbody> </table>	構成団体	主な役割分担	農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸借計画の決定 ● 借受側と貸付側とのマッチング業務 ● 都市農地管理台帳システムの管理 ● 貸借契約後の農地パトロール (計画通りに耕作していない農地の勧告・認定取消し) 	秦野市	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸借計画の認定 ● 都市農業振興地方計画の策定とその実施 ● 貸借に係る多様な担い手の育成支援 ● 上級者向け「はだの市民農業塾」の運営 	JAはだの	<ul style="list-style-type: none"> ● 初級・中級者向け「はだの市民農業塾」の運営 ● 貸借システムに関する農家への普及、貸し手・借り手農家の掘り起こし (貸借契約の斡旋・紹介) ● 貸借契約後、農業委員会との農地パトロール
構成団体	主な役割分担								
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸借計画の決定 ● 借受側と貸付側とのマッチング業務 ● 都市農地管理台帳システムの管理 ● 貸借契約後の農地パトロール (計画通りに耕作していない農地の勧告・認定取消し) 								
秦野市	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸借計画の認定 ● 都市農業振興地方計画の策定とその実施 ● 貸借に係る多様な担い手の育成支援 ● 上級者向け「はだの市民農業塾」の運営 								
JAはだの	<ul style="list-style-type: none"> ● 初級・中級者向け「はだの市民農業塾」の運営 ● 貸借システムに関する農家への普及、貸し手・借り手農家の掘り起こし (貸借契約の斡旋・紹介) ● 貸借契約後、農業委員会との農地パトロール 								

「求められる『正と准組合員の相互補完ビジネスモデル』の確立」

JA 兵庫六甲 常勤監事 前田 憲成

1. 激変する総合農協(JA)の外部環境

現下の総合 JA が置かれている経営環境は、おしなべて①全国・県域連合組織の奨励水準低下に伴う自主運用力強化と信用・共済事業の収益力確保、②営農経済事業改革実践による事業競争力強化と収支改善、③正組合員・集落・地域の課題解決に JA 事業を生かすことによる JA 成長戦略の樹立と実践など、「リスクを取りつつ事業を革新していく経営」への転換が求められている。

一方では、農協法改正後の、准組合員の事業利用規制問題は、その是非が先送りされ、現状では「組合員の意思による」との結論を見るとともに、併せて、准組合員の意思反映の仕組みを構築して事業に生かしていくことが求められることとなった。

准組合員の事業利用規制は「正組合員の意思による」とした結果、全中が提唱した全国的な正組合員アンケート集計では「准組合員の利用は必要だ」という結論となり、准組合員を「農業の応援団」としていこうというのが、今の潮流であると理解する。

しかしながら、准組合員は、正組合員の分家筋に加え、住宅ローンや貯金の利用者、直売所の利用者など多岐にわたり、准組合員の意思反映と言っても、散漫たる事業利用に対する意見を聞くことが本来の「意味付け」ではなからう。

現状の都市型 JA の准組合員利用高は、一部事業を除くと正組合員利用高を凌駕しており、先に述べた信用・共済事業の収益力確保に欠かせない事業量となっているが、当該事業の利用者たる准組合員に「事業に対する意見を

聞け」と単純に言っているのではないことは明らかである。

仮に、准組合員の意見を聞き「農業振興は必要ない(もしくは関心がない)」が大宗を占め、これが蔓延した場合、「農協は農協でなくなる」可能性もある。従って、准組合員の意思反映を、薄っぺらい内容で済ませていくことが無難であるという結論に落ち着いているとも言える。

既に、「農協が農協でなくなる」道筋も、農協法の中に株式会社への転換などとして位置づけられていることをふまえると、農協は「本当はどうしたいのか」「どうありたいのか」「そのありたい姿が社会にとって必要なのか」が問われていると言えよう。

2. 通用しなくなる総合 JA ビジネスモデル

今、JA は金融機関として「持続可能な収益性・将来にわたる健全性」確保を強く求められており、「恒常的赤字部門を黒字部門でカバーする」ことが許されなくなる中、総合 JA が強みとしてきた「営農経済事業やその他の事業で、正組合員の営農と資産形成に寄与し、その果実として信用・共済事業を利用していただく」というビジネスモデルが脆弱化し通用しなくなっている現実を直視する必要がある。

先に述べたように、都市型 JA では、このことが顕著である。これらは、正組合員家庭経済の実態が、農業や不動産賃貸業を主とする自営後継者の減少や、二代・三代と相続を経て資産規模が全体として縮小過程にあること、正組合員戸数や正組合員数が減少に転じていることから明らかである。

従って、現実には、正組合員の事業利用だけでは、総合 JA の経営を維持できず、准組合員の利用なくしては、農協法が規定する「農協による農業振興」は成り立たなくなっている。

農業の現場において、「農協に頼らない農業経営者や新規参入企業」が出現しているとしても、農業振興の政策遂行の場で、今なお農協、特に総合 JA の

存在感は必要かつ重要であると考えるとき、農協の准組合員問題を「総合 JA のあるべき姿」の課題と捉え、その姿を明確にしていく道筋が求められていると言えよう。

3.潜在的な強みである生産・販売農協としての特性強化

地域における正組合員農家の実態は、農業者の高齢化に対して農業後継者の成り手不足に加え農家の後継者さえも枯渇が進行している一方で、農業の現場へ新規参入者はあるものの、統計的に見て新規参入者より退出者が圧倒的に多く、これが加速する現実がある。

この実態をふまえると、農協は「正組合員たる農業者を自ら創り出す」ことができなければ、農協自体も衰微の道を辿らざるをえない。荒っぽい言い方をすれば、「農地のオーナーはいても農業者はいなくなる(もしくは極めて少数になる)」実態が現実となったとき、既に農協法が規定する農協は「農協ではなくなっている」ことになる。

例えば、規模拡大農家、広域農業法人や農協が行う農作業受託事業は、農作業を発注する農家がリタイアしてしまえば事業は成り立たず、農作業受託事業を縮小して、自ら農業経営に乗り出すかの決断を迫られる(既に進行している)。このことは、都市近郊の土地利用型作物(コメ・麦・大豆)に加え土地利用型園芸作物の現場で顕著である。

それでは、「正組合員たる農業者を自ら創り出す」ことにどう取り組むのか。まずは、研修圃場や研修ハウス、JA 子会社や JA 出資農業経営法人、農地管理法を面的(町や市単位で)に整備し、そこで研修生や従業員を迎え入れ、研修・実践プログラムを完備のうえ、栽培技術から経営管理、雇用管理など農業経営者としての第一歩から一人前になるまでサポートする体制を構築し、正組合員子弟だけでなく、広く准組合員や全国から「人財」を公募して「正組合員」を自ら創り出す取り組みが望まれる。(当然のごとく、JA の販売事

業が強固で競争力があることが前提である)。

特に、「信用・共済事業の利用者」や「員外者としての職員」が「援農や副業、JA 出資農業法人の経営に従事して准組合員となり」、そこから「正組合員農業者」となる事例が、百人、二百人の単位で実現できれば、「正や准」の垣根を超えた、新しい「組合員概念」の構築に繋げることができるものと期待される。

JA の事業特性や成り立ち、法的な位置づけから逃げずに、「あるべき姿」として、JA 自ら正組合員農業者を創り出し「生産・販売農協」としての活力を高めていくことが総合 JA の「生き残るための必要条件」と考える。

4. 求められる「JA のパーパス具現化」

JA の信用・共済事業は、多くの事業利用者を獲得し、地域内利用率(シェア)や事業量の拡大により成り立つ特性があり、今後の都市型 JA は、正組合員と准組合員、地域の事業利用者の「潜在的な利害関係」をリスクと捉え、「相互補完関係」への変換を急ぐ必要がある。

これまで JA は、組合員が「事業を利用するが、口は出さない」ことをよしとするところもあり、意見を聞くにしても、「事業や商品、接客への不満や改善」に対する聴取をしてきたが、今、求められているのは、この類の「意見を聞け」ではない。

産業としての農業は、世界的な食糧争奪時代への突入、食料安全保障の重要性、SDGs、エシカル消費などの広まり・高まりを受け、その必要性が認識される環境下にある。

従って、JA がパーパス(存在意義、社会に対して何ができるか)を明確にして、農業協同組合活動を展開することができれば、これに賛同して加入することが、正・准を問わず組合員加入時の前提となる。現実の JA は、それぞれが経営理念を掲げて組合員の加入促進をしているものの、実際のところ、こ

この立体感(リアリティ)や真剣度合が弱く映っているのが現実ではないだろうか。

パーパス経営が現に実行できれば、正組合員も准組合員も「めざすべき姿や方向性」は同じとなり、役職員も含め「自分ごと」として協同活動が展開できる。今後は、これを「綺麗ごと」にせず、現実の事業活動に落とし込みできるかが問われている。

5. 求められる「正組合員農業者と准組合員の相互補完ビジネスモデル」の確立

都市部における JA の支店は、信用・共済事業をメインに成り立ち、事業利用者は、正・准・員外など組合員資格を意識せずに利用する。ここに、全国の JA が合言葉とする「准組合員は農業の応援団」という実感はない。更に言えば、「准組合員は農業の応援団」との合言葉は、実感として「弱々しく」感じる。もう少し、准組合員の位置づけと概念の明確化が必要と考えるが、妙案は思いつかない。

一方では、パーパス経営(社会に対して何ができるかを訴求する経営)を標ぼうしたとき、都市部における信用・共済事業単体の支店は、社会装置としての重要性は十分に認めるとしても、「その機能は当たり前にある機能」であり、その事業単体で「社会に対して何ができるか」での訴求力発揮は難しい。

先に述べた、「准組合員の中から農業者たる正組合員を創り出す」こと、「パーパス経営で理念に賛同することを組合員加入の前提とする」こと、「これらの前提としてのパーパスの明確化と再構築」は、一つの着想と考えるが、併せて、「准組合員の事業利用が農業振興に寄与する」方法として、「支店が運営する農畜産物直売所を併設した活動拠点を都市部に多店舗展開する」ことが考えられる。

昨今、都市部の支店に農畜産物直売所を併設する事例は、数多くあるが、「生活者の日常に資するほどの存在感があるかどうか」「パーパスを明確にし

て訴求力があるか」「パーパスに共感して、正組合員農業者と利用者たる准組合員の相互補完関係が構築できているか」の観点からは十分ではない。

都市の住民にとって、農畜産物は、スーパーや量販店に外国産、国内産を問わず豊富にあるが、「地元産がどこで買えるかが分からない」「モノはあっても生活の当てになるほどの量がない」ことに加え、「作り方や作るヒトが信頼できるか」「自分の購買活動が信頼するヒトのためになっているか」を起点として購買行動する層から見て、都市部の農協直売所が魅力あるものであるかどうかは、反省の余地がある。

例として、「支店が運営する併設直売所が所管する地元農畜産物共同購入グループが展開できておりグループ員は准組合員である」「支店を利用する准組合員をクロスセルすると信用・共済事業に加え直売所も利用している」「直売所利用者モニターは准組合員である」、「都市部支店が CSA(地域支援型農業)や援農の情報発信と取りまとめ機能を発揮している」、「准組合員たる直売所利用者の代表が正組合員主体の直売所運営委員会に参画している」、「准組合員総代制が導入された暁には、当該利用者代表から総代を選出していく」など、正組合員農業者と准組合員の相互補完関係を制度や仕組みで創出し、面的展開できる道筋をつけることが望まれる。

JAの本質が事業利用団体であることをふまえ、正組合員と准組合員・利用者層の「利害関係」を「相互補完関係のビジネスモデル」に変換し、JAで働く役職員を加えた「三方良し」の「10年後のあるべき姿」を明確にしていくこと求められていると言えよう。

以上